

## 事業計画書

### 【注意事項】

1 部あたり 50 ページ程度を限度に作成してください。

### 1 運営ビジョン

#### (1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

#### はじめに

我々が大切にしていることは「地域とともに歩む」という、住民の皆様に寄り添い地域の一員として、サポートしていくという姿勢です。所長、地域包括支援センター職員（保健師職・主任ケアマネジャー・社会福祉士、以下「地域包括支援センター職員」という。）、地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーターの6職種（以下、「6職種」という。）を始めとする、地域ケアプラザのすべての職員が協力しながら地域支援を行います。

担当するエリアの高齢者・子ども・障害者など全ての人々が、生きがいを感じ、お互いに協力し合うことができる**地域共生社会の実現**を目指し、これからも住民の皆様とのつながりを大切に、地域の中で、見守り、支えあう仕組みづくりのために、各専門職が協力・連携しながら伴走型支援に努めます。

#### 地域包括システムの推進

横浜型地域包括ケアシステム構築に向けた「戸塚区アクションプラン」に沿って、地域の強みやニーズ等の情報を住民の皆様と共有し、より魅力的な地域となるように活動を支援してまいります。また、地域支援チームの一員として、区役所や区社会福祉協議会、隣接する地域ケアプラザと連携を図り、「とつかハートプラン（戸塚区地域福祉保健計画）」の推進に取り組んでいきます。

#### 指定管理者としての取組

##### ア 高齢者支援

(ア) 住み慣れた地域で自立した生活を目指し、生活の質（QOL）の維持向上を図る取組として、フレイル予防や健康に過ごしていただくための医療講演会、フレイル予防講座等を地域の医療機関や民間企業・事業所の協力を得て開催します。

(イ) 地域住民によるサロンの運営等の支援を行いながら、地域ケアプラザだけでなく、町内会館やエリア内の施設の空きスペースを活用し、地域住民のより身近な場所でアウトリーチ型の講座等の開催に向けて取り組んでいきます。

(ウ) 住み慣れた地域で暮らすことができるように、お一人おひとりの相談ごとに丁寧に対応し、個別の支援を行う中で、地域の同じ傾向がある課題に対して地域の中で、解決できるような

仕組みづくりに取り組んでいきます。

(エ) 高齢者がいつまでも住み慣れた地域の中で暮らしていくための地域の基盤作りとして、認知症サポーター養成講座や権利擁護、消費者被害から身を守るための講座等を実施します。

(オ) さまざまな高齢者が地域活動に参加し他者との交流を持つことで、「受け手」「支え手」という関係を越えたつながりをつくるとともに、自身の介護予防につなげていけるように取り組んでいきます。

(カ) サロン等の活動では女性に比べ男性の参加が少ない傾向にあります。シニア男性が「参加したい。」と思える場づくりを男性たちとともに行い、仲間づくりを進めることでフレイル予防になるとともに、男性が身近な地域の中で取り組めるボランティア活動の支援をしています。

## イ 子育て支援

(ア) 乳幼児やその保護者を対象とした事業が地域住民の主催で多数開催されています。それらの事業に参加し、子育て事業のキーパーソンになっている方々となつなぎ、情報収集を行うとともに、未就園乳幼児や子育て世代の人たちが地域の中でつながる機会を作ります。

(イ) 区こども家庭支援課・区社会福祉協議会・地域子育て支援拠点と協働で、地域の中にある保育園・幼稚園、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、保健活動推進員、子育て支援団体等、地域内にある子育て支援に係っている関係者が、情報共有・意見交換を行う場を作ります。

(ウ) 地域のなかの子ども数が少なくなっている中で、子育て事業に参加してくる乳幼児、子育て世代の人たちへ地域ケアプラザとして取り組んでいる事業等の周知に努めます。

(エ) 地域ケアプラザを利用している高齢者と子育て世代、子どもたちが世代を超えて楽しく集う場を作ります。

## ウ 障害者支援

(ア) 障害の種別や年齢を問わず障害があっても地域の中で安全に安心して暮らしていくために基幹相談支援センターや自立支援協議会等と連携していきます。また、地域に向けて障害に対する理解が深まるよう啓発活動を行います。

(イ) 区社会福祉協議会や NPO 法人等と協働し、障害者の支援活動の開催等、事業を実施する中で、他の団体等多くの人と交流する機会をつくり、お互いを知り協力しあえる関係性づくりの構築に取り組みます。



## (2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

### 地域ケアプラザの周辺地域の状況

舞岡柏尾地域ケアプラザは、舞岡地区と柏尾地区の2つの連合自治会町内会が担当エリアとなります。エリア西部の国道1号線沿いには、大規模工場が並んでいます。エリア東部は港南区に隣接し、南部にかけては、舞岡公園をはじめとする緑豊かなエリア、北部地域は、ミニバスで東戸塚駅付近の商業地と結ばれています。

舞岡地区は、国道1号線から舞岡川沿いに地下鉄舞岡駅から県立舞岡高校までのエリアで、農地が多く、また特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、障害者施設などの福祉施設が多くあります。南舞岡は、昭和40年代後半から分譲が始まった住宅街となっており、舞岡公園に隣接しています。

柏尾地区は、国道1号線沿いの地域から発展が始まり、昭和30年代から40年代にかけて県営住宅や戸建ての分譲地が開発されてきました。300所帯を超える大規模マンションや戸建て住宅の建設による子育て層の転入もあり、地区の中央に位置する柏尾小学校では、一年を通して多世代が参加する連合町内会行事が行われています。

担当エリア内には、小学校が3校（柏尾小学校、舞岡小学校、南舞岡小学校）、中学校が1校（舞岡中学校）、県立舞岡高校、横浜市立大学の研究機関（木原生物研究所）があり、それぞれの教育機関と、福祉教育への協力や地域ケアプラザの自主事業などを通しての交流を図っています。

統計データ「住民基本台帳による町丁別年齢別人口（令和6年9月30日現在）」によりますと、担当エリア内の高齢者人口（65歳以上）は、6,493人と減少していますが、高齢化率は28.4%で年々上昇しています。単位自治会町内会毎のデータでは、南舞岡一丁目と四丁目は、高齢化率が40%前後を推移しており、上柏尾町も27.4%と市域及び区域と比較しても高齢化の進んだ地域となっています。

### 地域の魅力

#### ア 舞岡地区

舞岡地区は、高齢化の進んだ地域（南舞岡）もありますが、区内でも先駆的に住民の自主活動としての高齢者サロン運営を始めており、様々なボランティア活動は活発に行われています。また、近隣の特別養護老人ホームと災害時の協定を結ぶなど、福祉施設が多くあるという、地域の特色を生かした防災への取組も行っています。豊かな自然を生かした地域行事（舞岡川鯉のぼりフェスタ等）や、ふるさと舞岡花さかクラブも盛んです。



舞岡川鯉のぼりフェスタ



舞岡音楽祭り



30年以上続く高齢者サロン

## イ 柏尾地区

柏尾地区は、多世代が参加できる地域のイベント（インディアカ大会や元旦マラソン等）が盛んで、自治会町内会活動の次世代を担う層の育成にも取り組まれており、令和6年度には連合青年部も結成されました。要介護認定率（認定者数／高齢者人口）は、18.4%と、市域（20.6%）や区域（20.6%）と比べて低い数値となっています。（「地区概況シート（2024年3月現在）」より。）これは、地域で参加しやすいサロンや元気づくりステーションの成果の表れと思われます。また、「かしおのこども食堂」などの多世代交流ができる取組も大きな社会資源となっています。



インディアカ大会



お楽しみ会



秋季レクリエーション大会

## 地域の課題

### ア 高齢者

- （ア）坂道も多く商業施設や地域ケアプラザまでのアクセスに課題がある地域もあり、日常的な買い物や社会参加に支障が出ています。
- （イ）高齢化が進む中で、地域全体のフレイル予防が必要です。バスを2本乗り継がないとケアプラザに来所出来ないエリアもあり、身近な場所での交流や体操講座などを行う場が求められています
- （ウ）連合自治会町内会や単位自治会町内会での行事やイベントは活発ですが、高齢化で参加者が減少したり、担い手が不足している活動も見受けられます。担い手の育成が必要です。
- （エ）日常生活の中で世代間の交流が希薄で、ひとり暮らし高齢者を狙った犯罪（特殊詐欺含む）の増加などがみられます。
- （オ）女性と比べて男性の地域活動への参加が少ないので、シニア男性の健康寿命を延ばすために、地域デビューのきっかけとなるような活動や継続の仕組みが必要です。

## イ 子育て

- (ア) 世代間の交流が希薄で、子育て層の孤立化が懸念されます。若い子育て世代の方が安心して子育てできる環境づくりが必要であり、家庭以外の地域での交流・相談ができる場を作っていくことが求められています。
- (イ) 共働きが増えて乳幼児から保育園を利用する家庭が増え、地域で子育てを支援する集まりなどに2歳以上の子どもが集まりにくくなっています。産休育休を経て短期間で仕事に復活し、保護者同士のつながりを作る機会も少なくなっています。

## ウ 障害者

- (ア) 8050 問題を抱えた相談が増えてきており、相談場所の確保や、孤立を防ぐ見守り支援の仕組みづくりが必要です。
- (イ) 地域ケアプラザエリア内にはグループホームが3か所あり、就労継続支援B型事業所などの障害者支援施設も多数存在しています。また地域活動支援センターとは、舞柏ケアプラザまつりでご協力をいただくなど連携をしています。障害のある方が参加できる場の提供や、障害に対する理解が進む啓発活動などの支援が求められています。

## エ 大規模災害

- (ア) 災害時の地域での支えあい（自助及び共助）について不安があります。
- (イ) 災害時にお互い助け合えるよう、また被害を最小限にするために、防災意識の向上や要援護者の確認・避難方法について今後も地域の方と一緒に取り組んでいく必要があります。
- (ウ) 昨今、線状降水帯の発生が増大していますが、戸塚区洪水ハザードマップ（令和4年度版）によると、舞岡川や平戸永谷川の周辺では浸水想定区域が見られます。

## 将来像

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指します。

- ・ 自分から支援を求めることができない人、誰にも相談することができない人が、孤立することのないよう、身近な相談場所として地域ケアプラザが周知されている。
- ・ 高齢者を支えていく「地域包括ケアシステム」が構築されている。
- ・ 地域全体での子ども・子育て家庭を支援し、仲間が増えている。
- ・ 障害者の多様な活動を支援する体制づくりができています。
- ・ 災害に強い街を作るため、地域の防災力の向上が図られている。
- ・ 町の魅力を活かしながら、暮らしや活動を支える地域コミュニティの活性化や生活環境が整っている。



## 具体的な取組

### ア 高齢者支援…可能な限り住み慣れた地域で尊厳を持って暮らせるまちづくり

#### (ア) 出張講座開催

地域ケアプラザまでのアクセスが良くない地域や、坂道を登ってくることの難しい方に向けた出張事業(町内会館や地区センター等で行う各種講座)を行っています。



サロンでの出張講座

#### (イ) 地域で取り組んでいる買い物支援への協力 (社会福祉法人の地域貢献も含む)

これまで取り組んできた公園を利用したコンビニの移動販売や、社会福祉法人による買い物移動支援の仕組みづくりが社会資源として定着できるように、今後も各機関のパイプ役となって支援していきます。



公園でコンビニの移動販売

#### (ウ) 多業種が連携して行う権利擁護の推進

戸塚区はいわゆる特殊詐欺の被害件数が神奈川県内でワースト1となることが多く、高齢者をはじめとした判断能力の低下した方を狙った犯罪を防止していかなばなりません。権利擁護にかかる専門職(成年後見制度における弁護士等含む)との連携や、警察、地域住民による見守りネットワークの強化を行っています。



警察と大学生による特殊詐欺撲滅講座

#### (エ) シニア男性の健康寿命を延ばす取組

女性に比べて社会参加が少ないシニア男性の健康寿命を延ばしていくために、地域デビューのきっかけとなる講座を開催したり、仲間づくりの場を作っていきます。

## イ 子ども・子育て支援…孤立しないで子育てができる環境づくり

|                                       |                                                                                                                                                  |
|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (ア) 多世代交流ができる事業の開催                    | 「舞柏ケアプラザまつり」をはじめとする多世代が自然に交流できる事業を開催します。                                                                                                         |
| (イ) 子育てネットワーク構築支援と情報共有による子育てしやすい地域づくり | 保育園・幼稚園・小学校等と地域が自然に交流できるネットワークの構築を目指して地域ケアプラザも協力していきます。「子育て連絡会」にて区役所、主任児童委員、保育園、戸塚区地域子育て支援拠点「とっとの芽」、NPO 法人、ボランティアと連携して情報共有し子育てしやすい地域づくりを進めていきます。 |
| (ウ) 年齢層にあった事業の企画・実施                   | 地域ケアプラザの未就園児と保護者向けサロン「まいまいクラブ」や「ボールプール遊び」など年齢層に合った参加しやすいイベントを工夫していきます。                                                                           |
| (エ) 小学校での福祉教育                         | <p>近隣の小学校等において、白杖や車椅子体験を行う福祉教育を行います。</p>  <p>小学校での福祉教育</p>   |

## ウ 障害者支援…障害があっても地域で安心して暮らせる地域の構築

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (ア) 福祉教育による障害理解の促進 | 近隣の小学校等において、白杖や車椅子体験を行う福祉教育を行い福祉意識の醸成に努めていきます。                                                                                                                                                                                                                   |
| (イ) 自然な交流の機会づくり    | <p>① 障害者施設との連携による交流の場<br/>グループホーム「ニチイケアセンター戸塚」の駐車場で開催されている移動販売では、施設入居者の方が、近隣にお住いの高齢者が購入した商品をご自宅まで階段を上り運んでくれるボランティアをしています。こうした取組を地域の障害者施設と連携して今後も進めていきます。</p> <p>② 誰でも参加できる場での交流の促進と新たな場づくり<br/>「かしおのこども食堂」のような誰でも気軽に参加できるふれあいの場づくりをこれからも継続支援し、新たな場を開発していきます。</p> |



| エ 大規模災害対策                     |                                                                                                                                                                |
|-------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (ア)「業務継続計画 (BCP)」の策定          | 当法人として策定している「業務継続計画 (BCP)」に則り、大規模災害発生時には地域住民と協力しながら、的確な動きができるよう備えを強化していきます。                                                                                    |
| (イ) 地域拠点防災訓練への参加              | 柏尾地区、舞岡地区それぞれの拠点防災訓練に地域ケアプラザとして（また福祉避難所として）参加しています。今後も、地域の一員としての役割について、地域の皆様とともに考え、行動していきます                                                                    |
| (ウ) 福祉避難所連絡会への参加              | 戸塚区内の福祉避難所連絡会に参加し、情報共有と連携の強化に努めていきます。                                                                                                                          |
| オ 地域支援                        |                                                                                                                                                                |
| (ア) 次世代の育成や男性の地域デビューを図る講座等の開催 | ① 「かしおのこども食堂」や「剪定ボランティア」を地域ケアプラザで定期的に行うことで、新たなボランティアの協力が得られるようになり、担い手が増えてきています。<br>② 「男の教室」をはじめとする地域ケアプラザの自主事業等を通して、これまで地域の活動に参加してこなかった層に向けて地域での活躍の場を提供していきます。 |
| (イ) 多世代が交流できる事業の開催            | 「舞柏ケアプラザまつり」をはじめとする多世代が自然に交流できる事業を開催します。                                                                                                                       |
| (ウ) 多業種が連携して行う見守りネットワーク等の推進   | 警察、地域住民による見守りネットワークの強化、空き家対策を考えている地域の防犯対策への協力等も行っていきます。                                                                                                        |

### (3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

| 地域団体との連携 |                                                                                                                               |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア        | 舞岡・柏尾両地区の連合自治会町内会の会合や民生委員児童委員協議会及び地区社会福祉協議会の定例会に出席し、意見交換しながら各地域の情報を共有しています。また、各団体の活動内容を把握するとともに、地域ケアプラザの事業案内や介護予防の啓発等を行っています。 |
| イ        | 民生委員・児童委員との連携を密にして、地域で孤立する可能性がある高齢者等に関する情報の共有を図っています。                                                                         |
| ウ        | 地域ケアプラザから遠い地域の住民の方向けに、地区センターと協力し、高齢者の健康測定・                                                                                    |

介護予防事業などを行っていきます。

- エ 各地域防災拠点や自治会町内会の防災訓練に参加し、災害防止の啓発や非常時における協力関係を強化しています。



柏尾小学校  
地域防災拠点訓練



南舞岡小学校  
地域防災拠点訓練



舞岡台搬送訓練

## 行政との連携

- ア 毎月行っている区役所との定例カンファレンスや専門職ごとの連絡会などに出席し、区役所と情報共有を行い地域の課題や支援について協議していきます。
- イ 「とつかハートプラン（地域福祉保健計画）」の策定や推進にあたっては、区役所や戸塚区社会福祉協議会と連携を取り、チーム内定例会等において情報共有しながら、それぞれ役割を持って地域支援方法を検討していきます。
- ウ 地域ケア会議では、開催にあたり準備段階から会議の目的や方向性、役割分担など、区役所と連携して検討し、地域課題を踏まえた支援を検討していきます。

## 戸塚区社会福祉協議会との連携

- ア 「とつかハートプラン（地域福祉保健計画）」の推進や各種連絡会などを通し、地域課題の解決に向けた連携を図っています。
- イ ボランティア育成やボランティアコーディネートに関して協力体制を取っています。
- ウ 権利擁護事業の「あんしんセンター」と連携しています。
- エ 第1層の生活支援コーディネーターとともに、地域の社会資源の開発や生活支援体制整備の構築を進めています。
- オ 区内11か所ある地域ケアプラザの代表として、とつかボランティアセンター運営委員会に委員として出席し、地域ケアプラザとしてボランティア普及について意見をお伝えしています。

## 医療関係者との連携

- ア 協力医及び産業医の来所時に、各事業担当者が医療的なアドバイスを受けるなど、情報交換を行い、地域ケアプラザの感染症対策や環境整備等に活かしています。
- イ 担当地域の医療機関や薬局等と接点を持ち、ケアマネジャーが連携しやすい時間帯・方法などの情報を収集するなど、医療関係者とより良い関係を構築し、信頼を高めています。

## 他機関との連携

- ア ケアマネジャーや専門職等も参加する勉強会（医療情報、介護保険制度、施設見学等）へ積極的に協力しながら、情報の共有を図っていきます。
- イ 地域の作業所や基幹相談支援センター、障害者後見的支援室等関係団体と連携し、講演・講座などを共催することで、地域での理解を深めていきます。
- ウ 地域ケア会議を主催し、多くの専門職とともに地域における課題を整理し、解決方法を検討して地域にフィードバックしていきます。地域の民生委員・児童委員とケアマネジャーの情報交換の場としても活かしていきます。
- エ 学校、地域子育て支援拠点等と情報交換や共有を行い、事業、福祉教育などを通して、連携を深めていきます。

## 他の地域ケアプラザとの連携

区内の連絡会、および法人内の地域ケアプラザの職種別に行われる専門職会議などで、情報交換を積極的に行い、自主事業や各種会合などでより充実した取組を行えるように努めます。また、近隣の地域ケアプラザと協力し、自主事業の共催等を通して、より広いエリアでの共通課題の解決に向けて対応していきます。

### (4) 合築施設との連携について（上矢部・東戸塚地域ケアプラザのみ記載）

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

<記載場所>

## 2 団体の状況

### (1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

## 基本理念

### 基本理念 1

#### お客さまの満足

- ・ 「お客さまから必要とされる」ことが協会の存在理由です。お客さまのご満足を第一に「お客さまの生活、お客さまが必要とされること、お客さまの気持ち・願いにそって、高品質のサービスを提供する」ことを徹底して追求します。
- ・ 日常活動において、お客さまへの迅速な対応、約束の遵守、適切な電話応対・挨拶等ビジネスマナーの基本を確実に実践します。

### 基本理念 2

#### 人を大切にし 共に育ちあう協会風土

- ・ 協会を支えるのは、職員一人ひとりの「人」そのものです。職員が、互いに高めあい支えあいながら、より高いスキル、よりしっかりした人権感覚、いつも変わらぬ温かい思

- ・ 職員が誇りと生きがいを感じることができる協会を目指します。

公正で透明感のある協会倫理

- ・ 公正、責任、透明性を重んじ、社会から信頼される行動に努めます。
- ・ 社会とのコミュニケーションが私たちを鍛え、育ててくれるとの認識に立ち、お客さまからのご意見・ご要望・苦情等への対応を明確にし、情報開示、説明責任を重視します。

また、中期経営計画（令和２年度～６年度）を策定し、以下の基本方針の下、運営をしています。なお、現在次期中期経営計画（令和７年度～１１年度）を策定中です。

## 協会の理念と私たちの約束

お客様の満足

- お客様のお話はしっかりとお聴きし、そのお気持ちと願いを受けとめて行動します
- 対応は迅速・ていねいを心がけ、お客様との約束は守ります
- 安全・高品質のサービスを提供し、お客様に必要とされる存在になります

## 人を大切にし共に育ちあう協会風土

- ② 人権感覚を大切に、仲間とともに働きやすい職場をつくります
- ③ より高いスキル、新しい知識を獲得するため、自ら学び常に努力し、日々成長します
- ④ 協会の経営向上に貢献し、変化をおそれず何事にもチャレンジします

## 公正で透明感のある協会倫理

- ③ 私たちは信用が第一。法令、協会や社会のルールを守ります
- ④ 公正・責任・透明性を大切に行動し、報告・連絡・相談を怠りません
- ⑤ 苦情・ご意見は実物。速やかに対応し、明日の改善に生かします

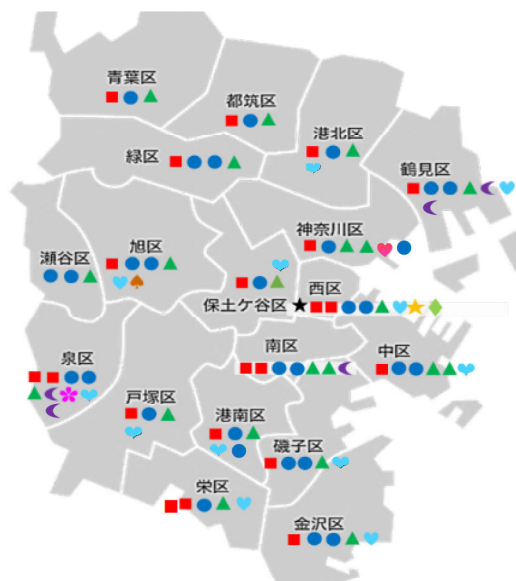
## 基本方針

<事業所>

- ① 地域ケアプラザ (■) 21 館(※1)
- ② 訪問介護事業所 (●) 32 事業所
- ③ 居宅介護支援事業所 (▲) 21 事業所(※2)
- ④ 老人ホーム (◐) 5 施設
- ⑤ 訪問看護事業所 (♥) 13 事業所
- ⑥ 福祉用具センター (★) 1 事業所
- ⑦ 地域密着型デイサービス (♠) 1 事業所
- ⑧ 小規模多機能型居宅介護 (✿) 1 事業所
- ⑨ 生活援助員派遣事業 (◆) 1 事業所
- ⑩ 本部 (★)

※1 うち、通所介護・認知症対応型通所介護  
19 事業所含む

※2 地域ケアプラザの居宅介護支援事業所（21 事業所）と老人ホーム（2 事業所）を除く





ウ 徹底した専門性を追求し、質の高いサービスを提供できるよう研鑽を積んでいきます。

エ 職員の心身の健康増進に努めます。平成 30 年 9 月に「健康経営宣言」を行い、令和 6 年 4 月より「横浜健康経営認証クラス AA」の承認を受けました。

オ 理事会を中心としたガバナンスを基に**健全で安定した経営**を行います。監査法人による監査や内部監査を実施し、透明性・健全性・安定性を維持していきます。



## 法人の沿革と事業実績

社会福祉法人横浜市福祉サービス協会は、昭和 59 年 12 月に財団法人として設立され、平成 9 年 1 月に地域ケアプラザや老人ホーム運営のため、社会福祉法人となり、令和 6 年 12 月には設立から 40 周年を迎えました。これまで 40 年間にわたり、横浜の地でお客さまへの質の高いサービス提供のため、「できるコト、まだまだ。」を合言葉に歩んできました。

※ 業務実績は別添資料（令和 5 年度事業報告書・令和 5 年度収支計算書）に記載

## 社会貢献事業

ア 横浜市に根差した社会福祉法人として、地域の皆さまを対象に介護技術や情報、高齢者向けの調理実習、福祉用具の有効活用など在宅生活に役立つ情報提供を行っています。

イ 小中学校等への職業講話などの出前講座や職業体験の受入を実施し、介護の基礎知識の普及と介護職の魅力ややりがいを伝え、福祉の人づくりに貢献しています。



介護技術動画の公開（法人サイトより）

## DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

令和 6 年度に人事管理システムを導入し、今後新たな勤怠管理、給与システムの導入等に向け、ロードマップを作成し、事務の効率化を図ります。

## (2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

## 予算の執行状況

理事会の承認を得た予算計画に基づいた執行を原則とし、毎月各部門別を実施している収支振り返りや四半期ごとに実施している経営会議等において、予算執行状況を把握し、適正な管理の徹底を図っています。

また、毎月顧問税理士法人による会計チェックを受け、予算の執行状況を確認しています。

さらに、監査法人により、会計監査及び指導を受け、適正な財務管理に努めています。

### 法人税等の滞納の有無

社会福祉法人の法人税は原則非課税で、消費税については顧問税理士法人の指導を受け適正額を納付しています。なお、令和5年度分の消費税納税額は5,975万円です。

### 財政状況の健全性

令和5年度決算時における純資産比率 86.7%、流動比率 230.1%と負債を抱えない堅実な経営を行っています。

独立行政法人福祉医療機構から特別養護老人ホーム建設資金として2億円を借り入れています。が、計画に基づき返済し、安全に資金管理を行っています。

### 安定した経営基盤

安定した経営基盤を作るため、地域ケアプラザや老人ホーム、介護事務所の各課題についてプロジェクトを組み課題解決を図る等、収支向上に努めています。また、経営の安定化や将来の新規事業展開等に備えるため、計画的に積み立てを継続していきます。また、直近3年間は、資金収支計算書の事業活動収入が130億円以上、事業活動資金収支差額が3億円を上回る安定した経営を続けています。

財政面以外でも、40年を超える実績、地域との信頼関係が法人の財産であり、安定した地域福祉の推進を継続するため、このような良好な関係性をさらに高めていきます。

## 3 職員配置及び育成

### (1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

#### 人員配置

約4,000人の職員と60の事業所を運営する法人として、その規模の大きさを生かして人材育成をすすめ、地域ケアプラザ所長（予定者）については、福祉の現場や施設運営の経験を重ねた者の中から施設の管理運営を統括し、地域の皆様と良好なコミュニケーションの取れる力量ある人材を充てていきます。

また、職員については本人の意向とキャリアパスも踏まえた人員配置に努めていきます。

#### 勤務体制

ローテーションによる夜間開閉館に合わせた遅番職員の配置や土日の勤務、サブコーディネーターなどの非常勤職員の雇用など、開館時間に合わせ適切に職員を配置していきます。

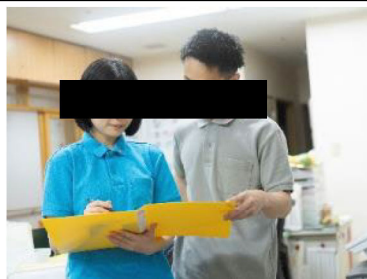
特に地域の方からのご相談を受ける地域包括支援センター職員については、いつでも対応できるよう体制を整えています。

#### 必要な有資格者・経験者の確保策

地域ケアプラザの各事業において、お客さまに満足していただけるサービスを提供するには、職員の質と量の両方の確保が重要と考えます。求人に際しては、協会の充実した人事給与・福利

厚生制度等を積極的に周知し、新卒採用や必要な専門職の確保に努めます。

また、入職後は、プリセプター制度やメンター制度の活用だけでなく新卒採用者のキャリアパスを明確にし、離職防止につなげます。



プリセプター制度

## ア 新規採用

(ア) オンライン説明会などの活用と内定者向け交流会や研修による辞退者の防止

(イ) 大学や専門学校、高等学校との関係性の強化

(ウ) 法人ホームページの採用サイトの情報充実

(エ) 職業訓練校や社会福祉協議会、市の就労支援事業などの就職ガイダンスへの参加などキャリア採用における専門職の確保

(オ) 管理職経験のあるキャリアの採用

(カ) 「ノーリフティングケア」の手法を用いた介護スキルを組み入れた演習など、特色ある介護職員初任者研修による採用者の確保



ノーリフティングケア研修

## イ 必要な有資格者の確保と離職防止

(ア) 資格取得支援のための研修の実施と一部資格の受験費用の補助

(イ) プリセプターやメンターによる支援

(ウ) キャリアアップを意識した人事異動

(エ) 職員が抱える業務上の「不安」「悩み」「人間関係」等を電話や面接で聴き一緒に考え孤立を防ぐ「ふれあい110番」制度

(オ) 「職員満足度調査」の実施と職場環境の改善

## ウ 管理職の確保

(ア) キャリアビジョンと目標管理のため上司が全職員と定期的に面接を行うなど、将来的な管理職の育成

(イ) 経験年数や個々の職員の課題に応じた研修による人材育成

(ウ) 所属長の推薦など、課長補佐職への昇任を促すための働きかけの強化と昇任試験制度

(エ) 管理職経験のあるキャリア採用（再掲）

(オ) 管理職としての必要な知識を身に着けるための研修実施

## (2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

地域ケアプラザを利用されるお客さまに常に満足していただけるサービス内容にしていくためにも、当法人では福祉専門職としての能力向上と専門資格取得促進が重要と考えます。

そのために日常的なOJT体制を重視するとともに、新人教育はもちろん、採用時研修や採用年次による定期的な研修、フォローアップ研修で質を高め、介護福祉士や介護支援専門員、社会福祉士等の資格取得を正規職員・非常勤職員を問わず奨励・支援しています。さらに、お客さまへの質の高いサービス提供を目指して、接遇・マナーの向上にも力を入れています。

また、法人本部ビル内に研修センターを設置し、職種・年齢層・入社年数・職制等様々な区分による研修を実施し、人材育成に努めています。



研修センター主催研修

### <研修センター主催研修実績>

|      | 令和5年度 |       | 令和4年度 |       |
|------|-------|-------|-------|-------|
|      | 回数    | 受講者数  | 回数    | 受講者数  |
| 階層別  | 43    | 840   | 39    | 627   |
| 課題別  | 21    | 540   | 19    | 362   |
| 職種別  | 68    | 881   | 70    | 860   |
| 資格取得 | 15    | 431   | 19    | 449   |
| 合計   | 147   | 2,692 | 147   | 2,298 |

令和5年度の研修実績は、事業所ごとの職場研修等を含め延べ実施回数2,332回、延べ参加職員数は、33,219名となっています。

また、法人内の地域ケアプラザに勤務する職員を対象に職種別の専門職会議を定期的に開催し、業務を行う上での生産性と専門性の向上に努めています。

その他、正規職員・非常勤職員ともに対象とし、研修受講費など費用面で資格取得をサポートする資格取得支援制度や、介護福祉士実務者研修、喀痰吸引等研修など、職員のスキルアップや資格取得を支援しています。



## 4 施設の管理運営

### (1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザは高齢者、障害者、乳幼児等、地域の様々な方が利用されます。そのために当法人では安全確保を最優先するとともに、常に「地域の皆様が快適に安心して利用できるよう施設・設備の安全と清潔を確保する」ことに最善の注意を払っていきます。

なお、定期点検は専門業者へ委託して、安全の徹底を図ります。

#### 保守点検

設備総合巡視、空調設備、消防設備、エレベーター・自動ドア、機械警備、冷暖房機器、ボイラー、自家用電気工作物、自動制御盤等の保守点検を定期的に行っています。

#### 施設清掃・整頓

施設の清掃につきましては、日常的に行い清潔を保持していくとともに、空調のフィルター清掃等も定期的に行い、空気環境の清浄度の維持、向上に努めています。

また、車椅子や杖歩行の方にも安全に利用していただくために、通路に物を置かない等、安全面に配慮します。

#### 衛生管理

ア 建築物環境衛生管理、簡易水質検査、害虫駆除等を定期的を実施します。特に調理室は、調理室専用の履物を用意するなど、衛生管理には万全を期します。

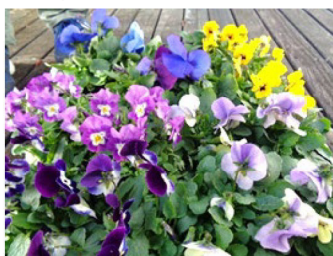
イ また、館内入口や洗面所に手指消毒液を設置するなど感染症予防にも注意を払い、手洗いの徹底を職員が励行し、お客さまに対しての呼びかけもポスター等で行います。

ウ 更に感染症発生時に「感染症及び食中毒の発生予防及びまん延防止に関するマニュアル」に基づき職員が迅速、かつ的確に対処できるよう研修や訓練を行います。

エ 衛生委員会を毎月実施し、産業医の指導により館内の安全・衛生の徹底と職員自身の健康管理に努めています。

#### 緑化の管理

当地域ケアプラザの広々とした敷地を活かして、緑化の推進に努めています。ふるさと舞岡花さかクラブにも花苗の提供などのご協力をいただき、地域ケアプラザで募集した花植えボランティアが季節ごとに花を植え替えます。



花植えボランティアによる地域ケアプラザ花壇の手入れ・水遣り

## 改善・改修

定期点検や日常管理で発見された不備は、適切・迅速に対応し、利用されるお客さまが安心して、また安全にご利用いただけるよう保守管理を行っています。建物の老朽化に伴う改修については、区と協議を行い適切に対応していきます。

## ウェブアクセシビリティ方針について

横浜市福祉サービス協会は、どなたにも支障なくウェブをご利用いただけるように「日本工業規格 JIS X 8341-3:2016 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」の適合レベルAに配慮し、ウェブアクセシビリティの確保と向上に取り組んでいきます。

## (2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。  
※急病時の対応など。

地域ケアプラザは、高齢者、障害者、乳幼児等、地域の様々な方が利用されます。当法人では皆様に安心して利用していただくために、事故防止や事故・急病・犯罪・災害時の対応について、日常点検、チェック表の活用、マニュアルの整備・遵守、定期的な訓練により、万全を期していきます。

## 事故防止・防犯防災体制

緊急時（事故、急病、犯罪等の発生）に備えて、対応マニュアル・連絡網を整備しています。日中は職員が巡回を行い、夜間は職員が館内を確認した後、機械警備を行っています。

## 事故・急病への対応

### ア 日常点検と対応準備

設備の法定点検や、チェック表とマニュアルによる日常点検を行うとともに、急病時には緊急対応ができるよう、AED操作方法を含む救急救命研修を定期的実施します。

緊急事態となった場合には、救助や消防・警察への通報などの緊急対応を行うとともに、区役所等の関係機関に連絡を行うなど、適切に対応します。

### イ 再発防止のための対策

(ア) 再発防止に向けて、迅速に状況分析や原因究明を行います。

(イ) 対策を検討し、改善等を実施した後、市・区・法人本部へ報告します。

(ウ) ミーティングや全体会議で報告・共有し、職員全員に周知・徹底をします。また事例に基づいた実践的な緊急時対応に関する研修を行います。

(エ) ヒヤリハット報告書を必ず作成するとともに、法人内の地域ケアプラザ所長会等を通じて事故の事例検討を行います。

(オ) 本部のサービス向上委員会で、事業所（地域ケアプラザ、介護事務所、老人ホーム等）で

のヒヤリハット事例を検証して、事故発生防止に努めます。

### (3) 災害等に対する取組について

#### ア 福祉避難所の運営について

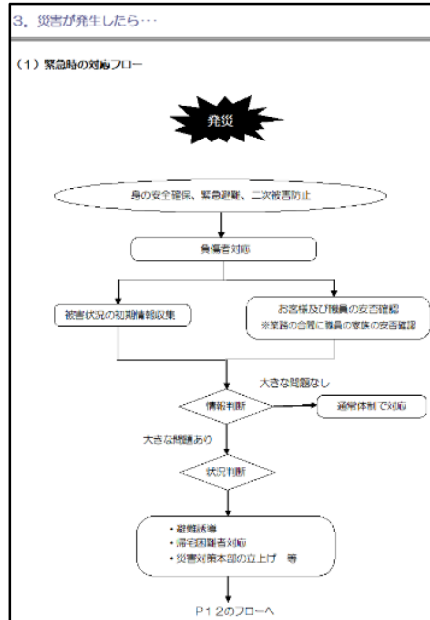
地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

#### マニュアル策定と訓練

地震・火災等の災害時に速やかに対応できるよう、防災対応マニュアル・消防計画等を策定しています。さらに独自に地震等の大規模災害発生時にサービスを必要とするお客さまに迅速的確に対応するため、全事業所の「業務継続計画（BCP）」を整備しています。また、職場訓練を実施し、適正な対応に備えています。

年3回、消防との防災訓練を行う際には、日頃地域ケアプラザを利用される方や近隣住民の方にも参加していただき、職員が適切な対応をとれるように努めています。職員間で予め役割を取り決め、実際の災害発生時に対応できるよう実践的な訓練を実施していきます。

その他、年1回、管理職を対象に徒歩参集訓練や年に2回、全職員を対象にメールによる安否確認訓練を行います。



(上)「緊急時の対応フロー」  
業務継続計画より

#### 災害時の近隣との協力体制

各地域防災拠点、各自治会町内会の防災訓練に参加し、職員と地域との連携・協力体制を整えていきます。

#### 福祉避難所の体制

区と福祉避難所の協定を結び、災害時に地域防災拠点や自宅での生活を維持することが困難な方の受け入れができるよう、体制づくりに努めます。また、発災時に区役所と連携して避難者を適切に受け入れられるよう、毎年、実地訓練を行っています。なお、市からの応急物資の他、法人独自に物資の整備を行っており、定期的に数量や保管状態の点検を実施していきます。

地域ケアプラザが果たす福祉避難所の役割を広く地域住民に周知するために、地域の総合防災訓練への参加や地域行事等の機会をとらえ、福祉避難所の広報を行うなど、災害発生時に備えます。

## イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

### 災害に備えるための取組

#### ア 業務継続計画（ＢＣＰ）

地震等の大規模災害発生時にサービスを必要とするお客さまに迅速的確に対応するため、全事業所の「業務継続計画（ＢＣＰ）」を整備しています。

具体的には、震度５強以上の地震発生時には、職員全員に「安否確認メール」を配信し、状況把握を行います。「安否確認メール」については、定期的に訓練を行い、災害発生時に職員が戸惑うことなく対応できるように取り組んでいきます。

また、大規模災害が予想される場合には、法人本部と連携してお客さまや職員の安全を確保します。

#### イ 安全対策と備蓄

地震の発生に備え、ロッカー等の備品は転倒しないよう固定し、ロッカーの上には物を置かない等落下による事故防止に日ごろから取り組みます。

災害発生時の職員用応急備蓄を独自に行います。また、発災時に速やかに利用できるようヘルメットを各職員の席に配置し、職員の安全確保に配慮していきます。

### 感染症の発生・まん延に備えるための取組

感染症の発生・まん延に備えて、法人の全事業所で「業務継続計画（ＢＣＰ）」を策定しています。業務継続計画に則り、感染症の発生・まん延時には、法人全体で状況を把握し、法人で迅速に統一して対応していきます。

事業所における対策として、検討委員会を開催し研修及び訓練を定期的に実施していきます。また、感染症の発生及びまん延時には、区役所と連携を取りながら適切に対応していきます。



#### (4) 公正・中立性の確保について

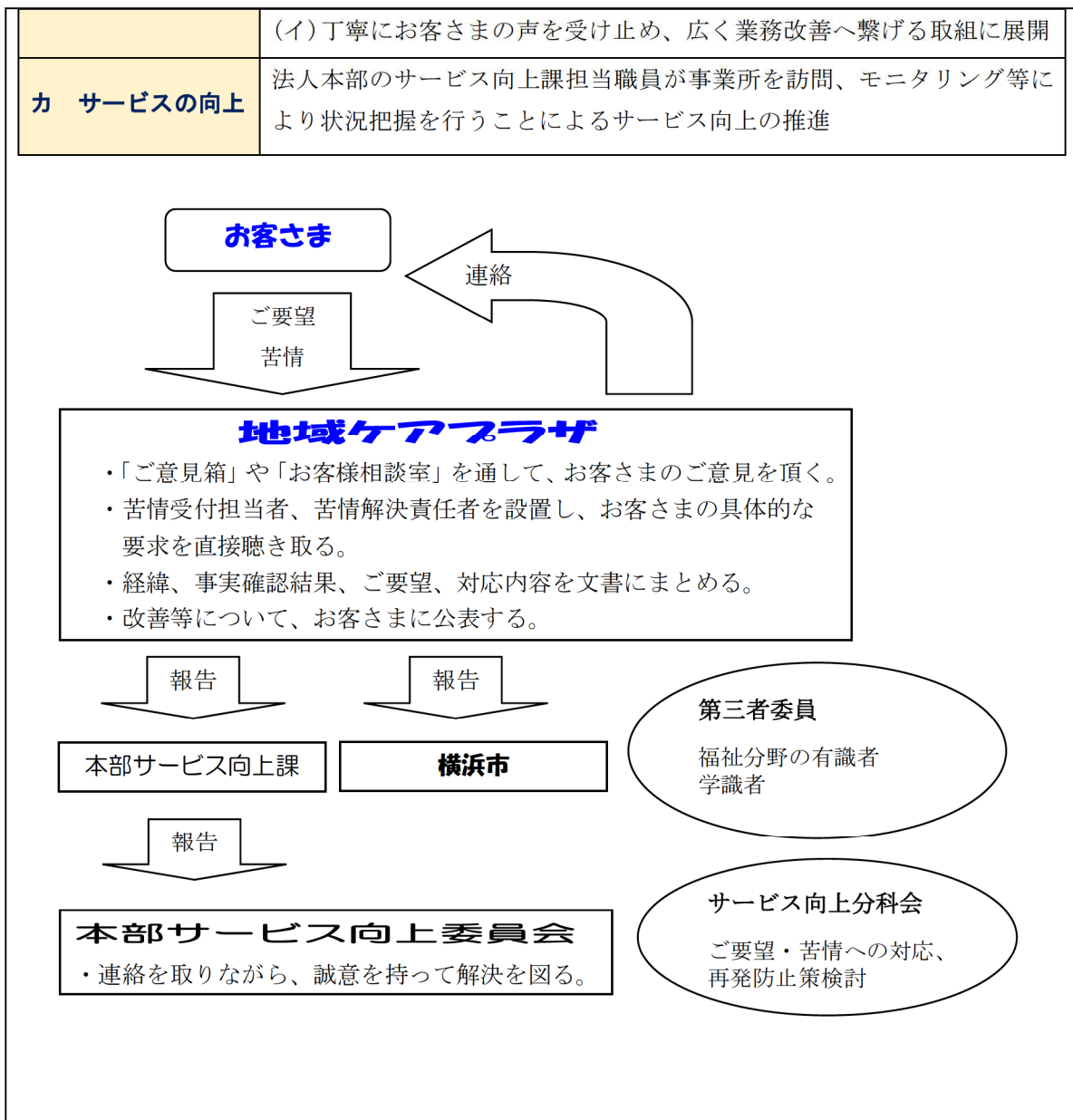
公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

| コンプライアンスの徹底               |                                                                                                |
|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>ア 地域特性に合わせたコーディネート</b> | アセスメントに基づいた、地域の様々な事業者等のサービスの特色や地域のサロン、ボランティア等のインフォーマルサービスも的確に捉え、お一人おひとりに合わせたサービスのコーディネートの実施    |
| <b>イ 運営基準の遵守</b>          | (ア) 法人内で概ね毎年 10 カ所程度「定期的に内部監査」を実施<br>(イ) 監査法人による会計監査の実施<br>(令和 5 年度実績：6 事業所及び本部各課)             |
| <b>ウ コンプライアンス推進課の設置</b>   | 法人本部にコンプライアンス推進課を設置することによる法令の遵守等、業務の公正・透明性の向上                                                  |
| <b>エ 公正中立</b>             | (ア) お客さまのご要望やニーズを踏まえた事業所選定ができるようエリア内の介護保険サービス事業者の連絡会を定期的の実施し事業所の特色を把握<br>(イ) 事業所選定に偏りが出ないように管理 |

#### (5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

|                                                                                  |                                                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域ケアプラザのお客さまのニーズ・ご要望・苦情につきましては、職員で検討して改善するほか、お褒めいただいた意見につきましては、さらに発展させるよう努めています。 |                                                                                                                  |
| <b>ア 要望・苦情への対応</b>                                                               | (ア) 法人で「苦情解決規則」を定めており、それに基づき地域ケアプラザにおいても苦情受付担当者、苦情解決責任者を設置<br>(イ) お客さまからのご意見、ご要望、また苦情等に対して、可能な限りその場で解決を図る等、迅速に対応 |
| <b>イ 第三者委員会</b>                                                                  | 公正・中立な立場から斡旋、調整を行う「第三者委員」を設置し、適切な苦情解決に向けて体制を整備                                                                   |
| <b>ウ ご意見箱</b>                                                                    | (ア) いつでもどなたからでもご意見などを受付できるよう「ご意見箱」を設置<br>(イ) 苦情を真摯に受け止め、原因・事実関係を明らかにし、対策を講じることによる再発防止                            |
| <b>エ アンケート</b>                                                                   | 事業ごとにお客さまアンケートを実施し、改善、発展につながる取組みの検討及び実施                                                                          |
| <b>オ お客様相談室</b>                                                                  | (ア) お客さまからのご意見、ご要望、苦情を直接お受けする窓口「お客様相談室」を法人本部に設置                                                                  |



#### (6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

##### 個人情報の保護

地域ケアプラザは、高齢者・子ども・障害者等、地域の様々な方が利用され、大切な個人情報を取り扱う機会が多くあります。それだけに、当法人では個人情報の取扱には意識をもって対応するよう規程や具体的な取扱のマニュアルを定め、さらに毎年度法人で研修を組み、全職員に徹底し、遵守するよう努めています。また 21 か所の地域ケアプラザの指定管理者として、プロジェクトを組み、事例を共有し対応を検討するなどして、事故防止に役立てています。

|                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>ア 個人情報保護<br/>規程の策定</b> | <p>(ア)「横浜市個人情報保護条例」の趣旨に則り、「個人情報保護規則」(平成 17 年策定、最近改正令和 5 年)を策定</p> <p>(イ)各地域ケアプラザでは個人情報の管理に関する責任者と担当者を定め、管理体制と責任を明確化</p>                                                                                                                                                                                                      |
| <b>イ 研修</b>               | <p>(ア)全職員に対し、年 1 回「個人情報の取扱について」の研修を実施し、報告書を区役所に提出</p> <p>(イ)法人本部で実施する「個人情報保護・情報セキュリティ研修」を各事業所のセキュリティ責任者及び担当職員が受講し、職場で他職員への伝達研修を実施</p> <p>(ウ)実際に個人情報取扱チェックを実施し、自己を振り返り、緊張感をもって個人情報を取り扱うよう周知・徹底</p>                                                                                                                            |
| <b>ウ 個人情報の<br/>取扱</b>     | <p>(ア)契約書、個人ファイル、電子媒体などは施錠できるロッカーなどで保管</p> <p>(イ)業務上持ち出しが必要な場合には、紛失や漏えいのないよう最小限の情報のみとし、持ち出し返却の確認簿により管理</p> <p>(ウ)郵便物の発送や F A X 送信などの際は、複数の者が必ずダブルチェック後、記録</p> <p>(エ)注意喚起内容を F A X 前に張り出しと F A X 送信時における氏名等にマスキングの徹底</p> <p>(オ)広報紙等において、個人が特定できる写真や記事等を掲載する場合は、必ず書面と口頭で了解を得たうえで掲載</p> <p>(カ)すべての事業において個人情報管理者を定め、責任体制の明確化</p> |

## 情報公開の取組

地域ケアプラザは、地域の皆様からの信頼のもとに運営しています。健全な組織や財務であることは当然ながら、当法人がどのような団体であるか、どのような運営状況にあるかを広く周知することが重要と考えます。ホームページの公開やパンフレット・チラシの配布を通し、地域の皆様に当法人・当地域ケアプラザを知って頂き、信頼を得られるように努めていきます。

|                            |                                                                                                                                    |
|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>ア 情報公開規程の<br/>策定と実施</b> | <p>(ア)「横浜市情報公開条例」の趣旨に則り、「指定管理者情報公開規程」(令和 3 年策定、最近改正令和 5 年)を策定</p> <p>(イ)積極的な情報開示<br/>情報開示に関する申し出があった場合は、個人情報保護に最大限配慮し、積極的に情報開示</p> |
| <b>イ 情報提供</b>              | <p>(ア)法人ホームページによる情報提供<br/>法人の概要、サービス内容、財務状況(予算・決算等)、中期経営計画、事業計画、事業報告、地域ケアプラザの施設運営情報等について、常時閲覧可能。</p> <p>(イ)横浜市ホームページによる情報提供</p>    |

|                                                                         |                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
|                                                                         | 市に必要書類を提出しており、その内容は市のホームページに掲載                          |
| <b>人権尊重への取組</b>                                                         |                                                         |
| 当法人では「横浜市福祉サービス協会倫理綱領」を制定し、援助者として持つべき視点や人権意識を、採用時研修や事業所内研修などで適宜確認しています。 |                                                         |
| <b>研修</b>                                                               | 全職員を対象に高齢者や子ども、障害者など、幅広い視点での人権研修を年に1回以上の実施と各所属での伝達研修を徹底 |

#### (7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

地球の環境保護は、私たちが今行わなければならない義務と考えます。そのための第一歩として、できることを身近な家庭や職場で行うことが当然であり、地域ケアプラザでも率先してゴミの減量、循環経済、省エネルギーに努めます。

#### 法人が取り組むSDGs

##### ア 高齢者の健康維持と福祉の促進（SDGs目標3）

- ① バランスの良い食事提供やリハビリ活動を通じて高齢者の健康をサポート

##### イ 地域コミュニティとの連携（SDGs目標11）

- ① 地域住民との交流イベントを開催し、孤立防止や地域活性化に寄与
- ② 地域内での高齢者支援ネットワークの構築

##### ウ 質の高い教育機会の提供（SDGs目標4）

- ① 介護スタッフ向けの研修プログラムやスキルアップ支援
- ② 高齢者向けのIT教育や趣味活動の支援

##### エ 省エネルギー・資源の有効活用（SDGs目標7・12・13）

- ① 照明のLED化や施設内での省エネ設備の導入

#### 横浜市地球温暖化対策実行計画・ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画の推進

省エネルギー対策、資源ゴミの徹底した分別収集に協力し、ゴミの減量化や良好な環境の維持のために、節電、節水をこまめに行います。また、当法人としてDXを推進しており、その一環としてペーパーレス化に力を入れています。地域や各施設の状況に応じて、ペットボトルのエコキャップやインクカートリッジの回収等を地域にも呼びかけ、収集したものはエコ活動につなげていきます。

その他、外出・訪問には各事業所に導入している電動アシスト付自転車を活用するなど省エネ行動に努め、CO<sub>2</sub>排出量の削減に貢献していきます。



## 省エネルギー対策

電力消費がピークとなる夏季には軽装での執務を心がけ、冬季には服装で調節を行いながら室内温度を調整し、経費節減に努めます。また、不要な照明の消灯、電力の節約を図っていきます。

## 目標管理

省エネ法改正によって、エネルギー使用量の記録の保管が義務づけられており、年間使用量の推移を見守りながら省エネルギーに努めています。

## 市内中小企業優先発注

工事や備品等の発注に関しては、横浜市中心小企業振興基本条例に基づいて執行します。

## 環境への配慮

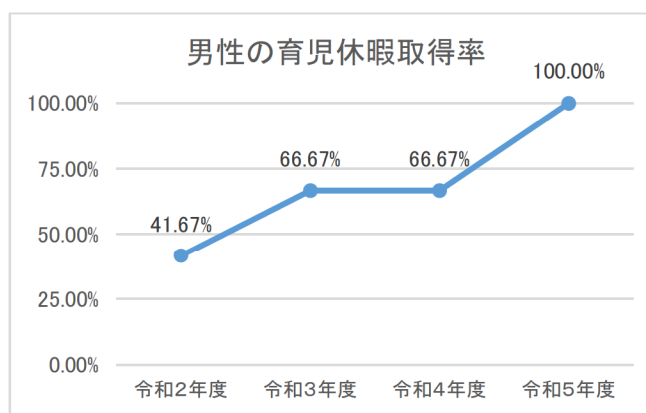
ア 来館者や職員の健康に配慮し、敷地内全面禁煙としています。

イ 施設周辺の植栽を行い、緑化の推進に取り組んでいます。

## 男女共同参画推進

働きたい、働き続けたい職員が男女の別なく、出産・育児や介護などの理由でキャリアをあきらめることなく、継続して働き続けられるように、育児・介護休業を取得しやすい体制を整えています。男性の育児休暇の取得率も上昇しており、令和5年度は、男性も含め対象者全員が育児休暇を取得しています。

女性の管理職も年々増加しており、管理職（課長級以上）56名中、31名が女性（令和6年11月現在）であり、女性が管理職の半数以上を占めており、女性が活躍している法人です。



## 5 事業

### (1) 全事業共通

#### ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

#### 施設稼働率の現状と目標、利用促進の方針

令和5年度の貸室利用の稼働率ですが、多目的ホールは平日、土曜ともに80%を超えており、特に平日の午前中は90%近い状況となっています（ふれあいサロン、童唱会など）。一方、ボランティアルーム及び地域ケアルームは全般的に5割に届かない稼働率となっています。利用率の低さは当地域ケアプラザの立地にも関係すると思われますが、コロナ禍で一旦中止となり令和3年度から再開した「かしおのこども食堂」は毎月1回開催され、毎回100名以上の参加があります。今後も、地域の活動拠点として、日祝に子ども向けの事業を企画したり、夜間利用促進には「星空さんぽ」という天体観測の事業を行うなど、利用促進に向けて工夫を重ねていきます。また、ボランティアルーム、地域ケアルームなど少人数グループ向けの貸室を有効に活用していただけるよう、利用促進のPRをすすめていきます。



ふれあいサロン



童唱会



星空さんぽ

#### 有益な情報提供の方法

ホームページや広報紙、チラシを活用するとともに、様々な機会を捉えた情報提供をしています。

|                       |                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (ア) ホームページによる<br>情報提供 | 各種事業はホームページに掲載し、最新の情報を提供するほか、書面による広報を併せて行い、幅広い年代の方に情報をお知らせできるよう工夫していきます。                                                                                                                                           |
| (イ) 広報紙やチラシの<br>活用    | <p>① 地域の民生委員児童委員協議会や連合自治会町内会、自治会町内会等でのご説明やご案内をさせていただき、各事業のチラシや広報紙「まいか」（年6回発行）を町内で配布、回覧をしていただくことで、周知を図っています。今後はペーパーレス化を目指し、地域に向けても積極的なデジタル化をお伝えしていきます。</p> <p>② 別途、地域ケアプラザの情報コーナーにも今後の事業についてのチラシを掲示・配架を行っていきます。</p> |

|                                 |                                                                      |
|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| (ウ) イベントを活用した<br>情報提供           | 「舞柏ケアプラザまつり」等、イベント実施の機会を利用して今まで地域ケアプラザを利用されていない方々へも、周知や情報提供を行っていきます。 |
| (エ) 「よこはまウォーキングポイントのポイントリーダー設置」 | ポイントリーダーを設置し、これまで地域ケアプラザをご存じなかった地域の方にも立ち寄っていただくことで、施設の周知に努めていきます。    |

## イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

|                                                                                                                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (ア) 高齢をはじめ、子ども・障害分野も含めた総合的な相談窓口として、電話・来所または訪問でのご相談をお受けし、適切な窓口をご紹介するなどの情報提供及び支援を行います。地域の <b>身近な相談窓口</b> を目指します。区役所や関係機関とも連携しながら対応を行っていきます。地域ケアプラザの窓口には、各種資料を整備し、 <b>適切な情報提供</b> を行っていきます。 |
| (イ) 地域の相談窓口として、高齢に限らず、障害・子育ての相談対応を充実させるほか、介護サービスの最新情報はもちろん、地域の <b>インフォーマルサービス等の情報を収集し、支援を必要とする方に情報提供</b> していきます。                                                                         |
| (ウ) 地域ケアプラザの事業や地域での出前講座や会合等への参加を通して広報・啓発活動を行い、相談受付・情報提供の機会を設け、ニーズを発掘していきます。各事業を通して、関係機関との連携を深め、対応していきます。                                                                                 |
| (エ) サービス提供事業者や医療機関、専門機関と連携し、情報共有をしていきます。                                                                                                                                                 |

## ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

| 各部門での連携                                                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーター、地域包括支援センター職員と所長は月に1回、6職種会議を開催し、地域状況、課題の共有や支援方法の検討を行っていきます。情報共有にあたっては、法人独自の地域アセスメントシートを活用し、地域ニーズや課題を抽出、共有し、各職種が連携して支援を行えるように努めます。また通所介護や居宅介護支援、事務の職員とも職員会議を通じて、情報を共有し、地域の実情、ニーズにあったサービス提供を行っていきます。 |
| 関連施設との連携、情報共有                                                                                                                                                                                                                 |
| (ア) 自主事業の講師選定やボランティア活動の場などについて、他の地域ケアプラザや地区                                                                                                                                                                                   |

センターなどと情報交換を行い、連携して事業の活性化を図っていきます。

(イ) 各種事業の開催にあたっては、近隣の施設と協力して広報に努めます。

(ウ) ネットワーク会議や地域福祉保健計画推進会議などを通して、情報共有・交換を行い、地域の皆様がより利用しやすい環境づくりに努めます。併せて共催事業を行うなど、協働して地域支援に取り組みます。

(エ) 地域子育て支援拠点や学校、保育園と福祉教育や、交流、職場体験の受け入れ、共催事業などを通して情報を共有し、連携を深めていきます。

## エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

(ア) 自治会町内会や民生委員・児童委員、老人クラブ、子育て支援団体などの定例会に参加し、情報共有を行うとともに、団体同士の連携の強化やネットワークの構築を図っていきます。

(イ) 舞岡・柏尾両地区の「とつかハートプラン（地域福祉計画）」を通じて、地区社会福祉協議会や自治会町内会、民生委員・児童委員や老人クラブ等の地域の関係団体との連携を密にし、地域課題の解決に向けて協働していきます。

(ウ) 「ちゅーりっぷホルダー（※）」の周知・活用により、地域での見守り活動、徘徊時や緊急時の早期解決に貢献していきます。

※ 「ちゅーりっぷホルダー」は当法人独自の取組です。当地域ケアプラザの介護保険サービスをご利用いただいているお客さまへ提供しており、徘徊時や緊急時に連絡先を提供することのできる仕組みとなっています。

(エ) エリア内の子育て支援関係機関等にお集まりいただき「子育て支援者連絡会」を開催しています。今後も、更なるネットワーク化を図っていきます。

(オ) エリア内のケアマネジャーと民生委員・児童委員との交流会等を開催し、地域の事業所と地域の関係団体とのつながりが強くなるよう支援していきます。また「ほっとサロン（ケアマネサロン）」を定期的に開催しており、個別ケースの事例検討なども行っています。

## オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

### 戸塚区の区政運営方針・基本目標の実現に向けて

戸塚区の区政運営方針・基本目標にある「こころ豊かに つながる笑顔 元気なとつか」に沿って、地域福祉の推進を担う地域ケアプラザとして、自治会町内会や民生委員・児童委員をはじめ地域活動グループと連携をとり、その実現に向けて行動していきます。



## 第5期地域福祉保健計画策定に向けた取組への参画

- (ア) 戸塚区福祉保健センターとの協働により、第5期地域福祉保健計画の各地区別計画策定に向けた取組に参画し、戸塚区の福祉保健等についての動向や地域の状況等の情報共有をしていきます。
- (イ) 地区別計画では、地区支援チームの一員として、所長を含めた6職種の職員が全員参画し、地域ケアプラザの視点で必要な取組の方向性を提案し、情報共有を行っていきます。

## カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

自主事業の企画検討に当たっては戸塚区地域福祉保健計画を意識して行い、計画の推進に取り組めます。地区別支援チーム及び地区別計画の会議で検討された課題等については、所内でも情報共有を行い、地域ケアプラザ全体で地域の皆様に支援できるように努めます。

また、地域の関係団体との連携を密にし、地域課題の解決に向けて協働し、地域の皆様が主役となって取り組めるように支援していきます。

## (2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

### ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

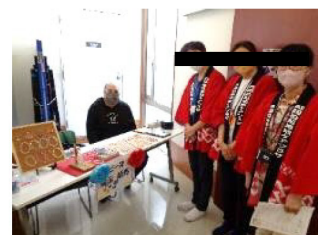
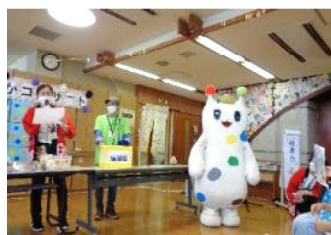
高齢者、障害者、子育て支援など、それぞれの地域ニーズや特性に応じた企画を行い、幅広い階層の参加が得られるような自主事業を展開していきます。

なお、実施にあたっては地域の関係団体、福祉サービス提供事業所、企業、商店等の協力を積極的に呼びかけていきます。

#### (ア) 自主企画事業の企画・実施と福祉保健活動の開発

- ① 地域アセスメントに基づき抽出した課題及び地域ニーズを反映した企画を事業化していきます。
- ② 参加者の方々に、それぞれの事業の目的や地域ケアプラザの役割等を明示、周知して、福祉保健の推進につながる事業展開をしていきます。
- ③ ボランティアや参加者とともに企画、運営できる事業を充実させ、参加するボランティアの人数と活躍の場の拡充を図っていきます。
- ④ 自主事業を通して捉えた地域の課題は、自治会町内会、地区社会福祉協議会をはじめとする地域の諸機関や学校等の関係機関と共有し解決に向けて協働していきます。

|                    |                                                                                                                                       |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (イ) 自主化            | 地域ケアプラザの自主事業から発展した自主サークルが、スムーズに活動できるよう支援していきます。「手芸クラブ」は地域ケアプラザ事業から最近独立し、自主グループとして活躍を始めました。                                            |
| (ウ) 地域ケアプラザ祭りの開催継続 | 令和6年度は、当地域ケアプラザが開所して24周年となります。これまでの地域の皆様のご支援に感謝をお伝えするとともに、これからも「このまちで、このまちの皆様とともに」との思いを表す、地域の皆様がつながるイベントとして「舞柏ケアプラザまつり」を継続して開催していきます。 |



舞柏ケアプラザまつり

## イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

地域の多くの皆様に利用していただくために、広報紙や地域の会合等で案内する等、積極的な広報を行い、これまであまり地域ケアプラザに関心のなかった方にも活用していただけるような情報提供を工夫して行っていきます。

### 施設の利用率向上の対策

#### (ア) 施設の積極的紹介

- ① 各自治会町内会の総合防災訓練等、地域の行事に積極的に参加し、これまで地域ケアプラザを利用されたことがない方々に施設紹介を行っていきます。
- ② 高齢者、障害者、子育て世代など幅広い層に施設を紹介し、各種事業を案内していきます。
- ③ 特に、利用率が低い夕方から夜間の時間帯について活用していただけるよう、子どもや一般成人等を対象とした自主事業を計画するなど工夫していきます。

## (イ) イベント開催

- ① 「舞柏ケアプラザまつり」(年1回開催)等、どなたでも気軽に参加できるイベントを地域の方と連携して企画・開催していきます。
- ② 地域住民、戸塚区社会福祉協議会、障害者施設等との共催事業の実施により、地域の方々が幅広くふれあう機会を提供していきます。

## 効率的な施設貸出の方法

当地域ケアプラザを拠点に活動するサークルやボランティア等のグループを育成・支援し、グループの自主活動に向け、施設を貸し出していきます。

また、貸室の希望が重なった際などでも参加人数や規模に応じた会場の差し替え、他の時間帯をご案内する等の調整を行い、少しでも多くの方に利用していただけるよう工夫します。

## ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

### ボランティア育成についての考え方

多様化・複雑化する地域のニーズに対応するため、柔軟に、きめ細かく対応できるボランティアとの協働が必要です。

そこで、ボランティア間の協働やネットワーク化による活動内容の充実や活動しやすい環境を整備するなど、今後増加が見込まれる団塊世代の方々が活動しやすいような取組を行っています。年1回開催している「ボランティア交流会」においては、地域ケアプラザで活動している団体や個人が交流を行い地域全体で活動が活発になるように働きかけを行っています。

### ボランティア登録・育成・コーディネート

当地域ケアプラザの特徴は、ボランティア活動実績が多く、内容也多岐にわたっていることです。デイサービスでのボランティア活動のほか、自主事業では、様々なアイデアやご意見を反映した企画運営の他、地域の個人や障害者団体等への支援も積極的に行っています。「できる時 できる範囲で 無理せずに」を合言葉に、ボランティアが活動をしやすいよう、またボランティアに興味を持ってくれる人が増加するよう取り組んでいます。

#### (ア) ボランティア登録

- ① 個人またはグループで活動のできるボランティアの登録を受け付け、地域ケアプラザ内や地域での保健福祉に関する活動の場を提供し、「よこはまシニアボランティアポイント登録研修会」も毎年開催していきます。
- ② 地域での活動の場については、戸塚区社会福祉協議会とも連携しながら、コーディネートを行っています。



シニアボランティアポイント登録研修会



(イ) 育成体制

- ① ボランティアがより安心して活動できるように、「ボランティア交流会」において専門知識・介護技術などの研修・講座を開催し、後方支援をしていきます。
- ② 当地域ケアプラザの自主事業である「男の教室」を受講した方を中心にした「男性の地域デビューを考える会（男の教室 OB 会）」が立ち上がりました。舞柏ケアプラザまつりでコーヒー販売をしたり、鎌倉を散策する「いざ鎌倉チーム」など独自の活動が始まっています。こうしたシニア男性が地域でボランティアを始めるきっかけづくりを今後も支援していきます。
- ③ 「花植えボランティア」「剪定ボランティア」など、当地域ケアプラザの特徴を活かした、気軽に取り組みやすいボランティア活動を創設し後方支援していきます。



男の教室 OB 会



包丁とぎボランティア



剪定ボランティア

(ウ) ボランティアコーディネートと活動環境整備

- ① 「ボランティア交流会」を実施し、情報交換を通じて他の活動の理解を深めることで、ボランティア相互のつながりを強め、活動の刺激となるよう交流を深めていきます。



ボランティア交流会

- ② 貸室利用団体のボランティア活動を支援するために、様々な活動の場を提供しています。地域ケアプラザの自主事業でのお手伝いなど、連携を図りながら、活動の奨励を行っています。
- ③ 安心して活動が続けられるように、各種のボランティア保険を紹介したり、スキルアップにつながる講座等を開催していきます。



## エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

### 情報収集

- (ア) 各職種が担当事業等において、地域における福祉保健活動に関する情報の収集に努めます。それぞれが集めてきた地域情報は、当法人で作成した地域アセスメントシートに落とし込み、所内会議や6職種会議、区役所との連絡会等で共有します。
- (イ) 各職種が連絡会や研修会等に積極的に参加し、より広域における福祉保健活動に関する情報や社会資源等について常に最新情報を収集するよう努め、地域における支援に活かします。
- (ウ) 地域で開催されている会合やサロン、自治会町内会等各団体の催しに積極的に参加することで、地域の方の声を直接聞いて情報収集に努めます。

### 情報提供

- (ア) 地域ケアプラザで実施されている通年の事業や単発のプログラム等は、それぞれにチラシやポスターを作成して館内の見やすい場所に配架、掲示します。また、自主事業等でも宣伝し周知します。
- (イ) 地域の方に向けた広報紙「まいか」を年6回作成し、地域ケアプラザ自主事業やボランティア団体に関する情報提供を行っていきます。広報紙は地域内に回覧し、同時に主な事業を紹介するポスターを、地域内の掲示板に掲示していただきます。
- (ウ) 回覧板や掲示板を目にする機会の少ない、若い世代や仕事等で忙しい方にも地域ケアプラザの情報や地域の情報が伝えられるよう、ホームページを活用し、毎月最新の情報を掲載していきます。今後はICTの活用などで、情報提供をさらに進めていきます。
- (エ) 「子育て支援者連絡会」のメンバーと協働で子育て世代向けイベント（「公園遊び」等）を開催するとともに、子育てに関する情報提供を行います。
- (オ) 貸館利用登録団体の情報ファイルを随時更新し、最新の情報提供に努めます。
- (カ) 貸館利用登録団体の活動を周知するために、館内に「ふれあい伝言板」を掲示し、各団体の活動の周知、各団体への参加者の募集などを行っていきます。



情報ラウンジのイベント案内



子育て連絡会



ふれあい伝言板

(キ)貸室利用団体間の交流を図るため、年に1回「交流会」を開催していきます。

(ク)よこはまウォーキングポイントのポイントリーダーを利用する目的で来所される方に対して、ポイントリーダー近くに事業のチラシを配架する等、地域の福祉保健に関する情報提供を行います。また、こちらから声を掛け、様々な世代の方々のニーズ把握に努めます。

### (3) 生活支援体制整備事業

#### ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

(ア)各町別の地域アセスメントシートを作成し、それぞれの町の特性を把握した上で目標を設定し、計画的に地域の支援に取り組みます。

(イ)地区センター、コミュニティハウス等の地域の活動拠点とも連携し、地域における住民主体の活動について情報収集を行います。

(ウ)関係団体、自主サークル等からの情報、地域住民との会話や、要支援者のサービス利用状況等から地域で暮らす高齢者の生活課題を把握し、事業展開に活かします。

(エ)生活支援コーディネーター、地域活動交流コーディネーター、地域包括支援センター職員および所長含めた6職種が連携し、その町にあった社会資源の構築を目指します。

(オ)第1層生活支援コーディネーターをはじめ、区役所や関係機関との情報共有と協働を行い、「地域ケア会議」や「とつかハートプラン（地域福祉計画）」とも関連付けながら地域づくりを支援していきます。

#### イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

(ア)6職種会議を定期的に行い、それぞれの職種が集めた社会資源情報を共有し分析していきます。

(イ)戸塚区第2層生活支援コーディネーター連絡会に参加し区役所、区社会福祉協議会、他地域ケアプラザとエリア外の民間企業情報なども共有していきます。

(ウ)「個別地域ケア会議」では、高齢者の見守りについてケアマネジャーや介護施設、基幹相談支援センターと協議したり、「包括レベル地域ケア会議」ではケアマネジャーと民生委員・児童委員の交流会を発展させるなど、顔の見える関係づくりと見守りの仕組みについて協議を続けていきます。

(エ)「社会福祉法人与自然体連絡会」に定期的に参加し、区内全域の社会福祉法人の活動を把握し情報を共有していきます。舞岡地区は福祉施設が多く存在しており、特に近隣の4施設（ライフヒルズ舞岡苑、恒春の丘、リハパーク舞岡、千の星・よこはま）とは、4施設連絡会にも参加し、地域高齢者のための買物移動支援や地域ケアプラザの事業（介護者のつ

どい) などに協力して取り組んでいきます。

#### ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

生活支援体制整備事業における3つのテーマ「交流・居場所」「生活支援」「見守り・つながり」を軸に、現在行っている4つの協議体を継続・発展していきます。

(ア)「かしおのこども食堂運営委員会」コロナ禍で一時活動を中止としていましたが、柏尾地区社会福祉協議会が母体となり再開しました。今後とも課題解決に取り組みながら発展させていきます。



かしおのこども食堂



季節に合わせたメニューを



イチゴでサンタクロース

(イ)「サロン MOD 運営委員会」高齢化率が40%近い地域で、「妻が入院して誰とも話す人がいない」というお一人の高齢者の声から始めたサロンです。自治会館の有効活用を図りながら、近隣福祉施設や子ども会とも連携して、多世代交流を目的にハロウィンまつりなどのイベント企画などについて検討していきます。

(ウ)「社会福祉法人と安心豊かな暮らしを考える会」坂道の多い地域で、福祉車両による買物移動支援を推進していけるよう協議していきます。

(エ)「柏尾町の公園に移動販売を呼ぼう会」買物が困難な高齢者のために公園を利用したコンビニエンスストアの移動販売を実施しています。地区社会福祉協議会会長、民生委員、老人会、地域の方、コンビニエンスストア、区役所、区社会福祉協議会などにご協力いただき、事業の周知、よりよい運営方法について検討していきます。



サロン MOD での様子（手芸と茶話会・ハロウィンまつり・ボランティアによるお抹茶）



## エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

(ア) 民生委員児童委員協議会の定例会など地域の会合や集いの場に定期的に関わり地域ニーズを集めるとともに地区の中の社会資源や支援者情報を収集していきます。また、ケアマネ連絡会などに参加し地域のケアマネジャーからヒアリングするとともに、必要に応じて、地域の方のご協力を得てアンケートを実施します。

(イ) こまめに地域の自主活動（地域カフェ、介護予防体操等）を訪問することで、活動している方や参加者の生の声を伺い、今後の地域活動の継続や発展、課題に対する改善策の検討などを、地域に皆様と一緒にを行うとともに、『つながり』のある団体や関係機関との更なる連携を図っていきます。

(ウ) 生活ニーズを把握したうえで、関係機関・施設・民間企業等にお声がけし、協議体など話し合いの場を設定し、必要とされる活動サービスについて検討し実現・発展させていきます。

■坂道が多く高齢化で車を手放す方が多いエリアでは、定期的な買物移動支援の取組を行っています。この地域には特別養護老人ホームなどの福祉施設が多く存在しており、社会貢献として移動支援を担って下さっています。集いの場や民生委員からニーズの聞き取りを行い、開始にあたり買物先であるスーパーマーケットと駐車場所や時間の交渉を、施設側とは運転ルートや送迎人数について調整を行いました。定期的に協議体を開催して関係各所と協議し、課題や今後の取組について検討しています。支援施設を増やし支援地域を拡大していけるよう今後も取り組んでいきます。



社会福祉法人による買物移動支援

■女性に比べてサークルなど活動への参加が少ないシニア男性向けに、地域デビューのきっかけづくりとなる「男の教室」を開催しています。「そば打ち体験」「歴史ウォーク」「ミニ門松作り」など魅力的な講座を企画し、地域の福祉施設、ボランティア、歴史資料館、小学校、地域の商店などにご協力いただき活動しています。受講後は、「男性の地域デビューを考える会（男の教室OB会）」を紹介し、趣味を活かした仲間作りやボランティア活動など自主的な活動につなげていきます。





男の教室 （そば打ち・歴史ウォーク・ミニ門松作り）

#### (4) 地域包括支援センター運営事業

##### ア 総合相談支援事業について

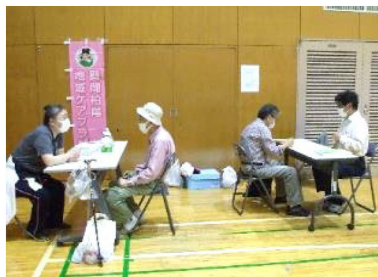
地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

当地域ケアプラザの担当地域には、地域ケアプラザへのアクセスが不便な地域もあります。高齢者が地域ケアプラザへ来所しなくても地域包括支援センターへ相談が出来るよう出張相談や訪問相談に力を入れていきます。

(ア) 地域の高齢者等からの総合相談に関しては、当事者のみならず家族や地域の状況も踏まえて対応していきます。

(イ) 区役所や地域の関係者（民生委員など）、ケアマネジャーとのネットワーク構築を図り、地域での話し合いを開催するなど、密接な連携と情報共有により、地域のニーズを把握するように努めています。

(ウ) 地域ケアプラザの特性を活かし、6職種の職員が連携し、各ネットワークを活かして課題の把握を行い、支援につなげていきます。



出張相談会（地区センター・コープ・マルエツなど）

## イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

民生委員等の住民から認知症と思われる方について相談を受けるケースが増えてきています。また、住民同士で緩やかに見守ってくださっているケースも見受けられます。しかし、地域全体で認知症の課題に取り組んでいくという段階には至っていません。

(ア)個別相談では、認知症の症状を抱えるご本人や介護者の話を傾聴しながら、声や想いを把握します。

(イ)地域の方々が認知症について理解を深め、地域で支えていけるよう、「認知症サポーター養成講座」を開催します。さらに福祉学習の一環として、子ども達にも早い段階で認知症理解を深めてもらえるよう、近隣の小学校などで「認知症サポーター小学生養成講座」の開催を行っています。ケアマネジャーや病院などの専門職に向けても実施していきます。

(ウ)気になる高齢者がいれば気軽に声をかけていただき地域包括支援センターへつなげていただけるよう、地域の方に向けて様々な機会でも周知します。

(エ)エリア内にある横浜市認知症疾患医療センターである「舞岡病院」やグループホーム、小規模多機能居宅介護事業所などに、認知症を地域で支える「地域包括ケアシステム」の一員として協力していただけるようにアプローチしていきます。



認知症サポーター養成講座（自治会館にて地域向け・小学校にて・病院にて）

## ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

総合相談などを通じ把握した要支援高齢者等が、その人らしい尊厳ある生活を維持し、安心して生活できるように専門的・継続的な視点から支援を行います。また、各種制度や相談窓口等の周知・利用啓発のために積極的な活動を行います。

高齢者虐待防止の視点から、地域住民、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、関係機関等が安心して情報交換や相談ができる顔の見える関係を作り、虐待予防や早期発見に繋がるよう努めます。また、ご本人、養護者双方への支援を行います。

(ア)権利擁護の観点から成年後見制度の普及・啓発のために、説明会や個別相談会を行いま

す。専門的な相談窓口を身近な場所で提供する機会とします。

(イ) 高齢者等の虐待や権利擁護に関しては、区役所と十分連携をとりながら相談者自らが主体的に問題解決に当たれるように、専門職とも連携して、専門的・継続的な視点から支援していきます。

(ウ) 「振り込め詐欺」等の特殊詐欺については、戸塚区が神奈川県内ワースト1の被害件数となるなど、啓発が必要な状況が続いているため、寸劇など様々な方法を取り入れて、誰にでもわかりやすく周知していきます。また「成年後見制度」や「エンディングノート」に関する相談も増えてきているため、専門職（弁護士、司法書士等）との連携も強化していきます。

## エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

### ■包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

(ア) 地域のネットワーク作りのため、毎月、民生委員児童委員協議会の定例会や地域の行事に出席し、地域の状況やニーズの把握に努めるとともに、個別ケースの対応に努めていきます。

(イ) 区役所や専門家等を招いた勉強会を開催し、ケアマネジャー等のスキルアップを図るとともに、安心して相談できる場を提供していきます。

(ウ) ケアマネジャー等からの相談を随時受けるとともに、困難事例については適宜同行訪問し、区との定例カンファレンス等で支援方法を検討していきます。

(エ) 在宅療養者への対応がスムーズに行えるよう、医療と介護の連携を意識したケアマネジャー支援に努めていきます。

### ■在宅医療・介護連携推進事業

(ア) 「ほーめっと」（戸塚区在宅療養連絡会）へ協力し、ケアマネジャーの医療に関する知識の習得と、医療機関との関係づくりを支援します。

(イ) 戸塚区在宅医療相談室と連携し、区内11地域包括支援センターと共催で、医療関連研修を開催します。

(ウ) 「ホッとサロン」（ケアマネサロン）や地域ケア会議等に介護・医療関係者の参加を呼びかけ、連携を強化していきます。

(エ) エリア内の特定事業所連絡会と協力して、合同の研修会開催を支援します。



## オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

個別レベルの地域ケア会議を舞岡地区と柏尾地区に分けて積み重ねて行っていく中で、地域課題を抽出し、多職種・多機関（民生委員・児童委員、地域住民関係者、警察、消防、保健医療福祉関係者等）で地域課題の共有や意見交換を行う包括レベルでの地域ケア会議をそれぞれの地域で行います。

地域ケア会議で共有された課題については、地域の関係者や関係団体、区役所、戸塚区社会福祉協議会等と協力して、地域に皆様とともに解決に向けて取り組んでいきます。



個別レベル地域ケア会議



包括レベル地域ケア会議

## カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

### 運営方針

高齢化が進み、要支援者が増える傾向にある中、要支援者の意思及び人格を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスを提供することで、お客さまが住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

一人ひとりの心身状況や環境に応じて、ご本人と計画作成者がともに目標に向けて取り組むことを大切にし、きめ細やかな対応をしていきます。

#### （ア）人員の確保、育成

介護予防ケアプラン作成担当者の専門性を高めるため、毎月のカンファレンスと随時研修を開催します。

#### （イ）コンプライアンスの徹底（公正中立なサービス調整）

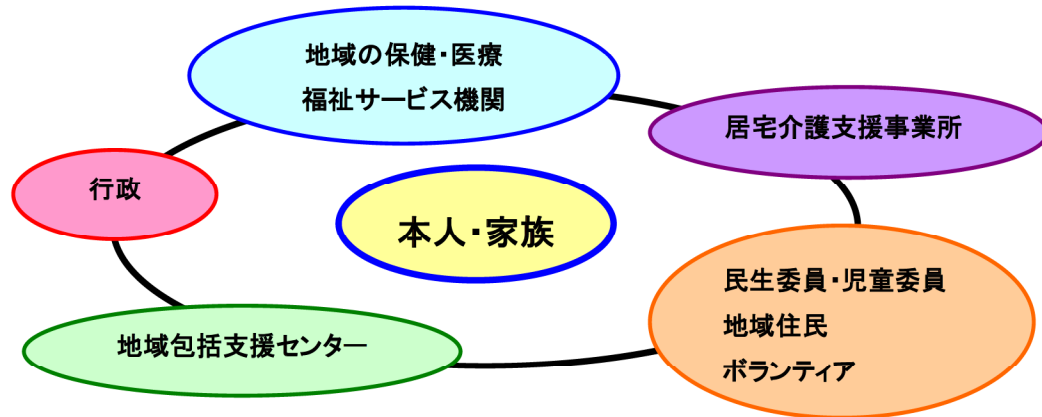
関係法令の遵守を基本とし、区役所や地域の保健・医療・介護サービス事業者、ボランティア団体等から総合的かつ効率的にサービス提供されるよう、公正中立な立場に立ち介護予防プランを作成します。



### (ウ) 居宅介護支援事業所との連携強化

お客さまやご家族の状況に合わせ、効果的な介護予防プランが提示できるよう委託先のケアマネジャーと連携し、支援を行っていきます。

関係機関との連携図



### キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

#### 運営方針

- (ア) 高齢者が健康寿命の延伸に向けて住み慣れた地域で、自分らしく生きることや生きがいのある生活がおくれるように、今後も地域づくりに取り組みます。
  - (イ) 高齢者自身自らの健康を保ち向上していくために「介護予防・健康づくり」を目的とした介護予防事業を積極的に展開していきます。
  - (ウ) 住み慣れた地域で自分らしく生活が継続できるように「自立を支援する」「要介護状態になることを遅らせる」「維持・改善を図る」の観点から、フレイル（加齢による衰え）予防・口腔機能の向上・栄養改善・認知症予防についての介護予防教室や講座の開催などの介護予防普及啓発活動を推進していきます。
  - (エ) 健康に関する相談や不安について日常的に気軽に相談ができる環境づくりに努めます。
  - (オ) 当地域ケアプラザは事業の中核的な存在として、様々な自主事業活動、地域支援活動及び普及啓発活動を行っていきます。担当地域の高齢者の割合が増加傾向にあるため、実際に地域に出向き、活動団体の支援を行うことで、活動地域に参加されている方への個別支援や普及啓発に取り組んでいきます。
- ① エリア内の3つの元気づくりステーション（「ハッピー3」、地域ケアプラザが支援して最近形となった「あおぞら会」、「マカロン」）などの活動の活性化に努めていきます。



ハッピー3



あおぞら会



マカロン

- ② 民生委員・児童委員、老人クラブ、保健活動推進員等と連携を密にし、潜在する予防事業対象者の把握に努めていきます。
- ③ 6職種で連携し、必要な社会資源の構築を行っていきます。

## 2 普及啓発

- (ア) 地域の民生委員・児童委員、保健活動推進員との連携により、地域の食事会や老人会へ出向き、介護予防に関する意識の啓発を行っていきます。
- (イ) 介護予防の普及に向け、それぞれの専門職等の協力を得ながら、ロコモ予防・オーラルフレイル（口腔機能の低下）予防・栄養・コグニサイズ（認知症予防に向けた運動）等の介護予防教室や医療講演会を開催します。
- (ウ) 区役所、戸塚区社会福祉協議会、居宅介護支援事業所、区内の地域ケアプラザ、医療機関、在宅サービス機関、学校、企業等と連携し、介護予防の必要性の普及、啓発をしていきます。

## 3 介護予防事業の展開

- (1) フレイル予防、口腔ケア、ウォーキング講座など介護予防に効果のある事業を実施していきます。
- (2) 50代～60代向けの運動機能向上に関する事業を行い、介護予防の理解を深めるとともに団塊の世代、特に男性に限定した講座を企画、実施していくことで、将来地域の中で支援者となる方々の発掘に努め、介護予防サポーター（ボランティア）を育成していきます。

## 4 地域活動の支援

- (1) 「自分の健康は自分で守る」を目標に、介護予防教室やウォーキング教室等に参加した方が、自主的に活動できるように地域活動交流コーディネーターとも連携し、自主グループの立ち上げを支援していきます。
- (2) 「いつまでも住み慣れた地域で生活できる」を目標に、認知症に対する地域住民の理解が深まり、地域で支えていけるよう、認知症サポーター養成講座を積極的に開催していきます。

(3) 地域にできたサロンの自主化に向けて、支援者も含めた継続的活動ができるよう支援していきます。

(4) 地域ケアプラザから遠い地域での支援者を増やすため、出張して講座等を企画・実施していきます。



介護予防事業：フレイル予防講座・ロコモ予防講座

自主化を支援「スマイル」

## ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

(ア)舞岡地区・柏尾地区それぞれの「とつかハートプラン（地域福祉保健計画）」の推進に向け、地域の福祉関係団体、医療機関の他ボランティア等との連携を密にし、課題の解決に努めていきます。

(イ)エリア内のケアマネジャーやサービス提供事業所の連絡会を開催し、事業者同士の理解を深め、事業所と地域の関係団体とのつながりも強くなるよう支援していきます。

(ウ)個別事例の地域ケア会議を舞岡地区・柏尾地区に分けて実施し、多職種での専門的視点を活用して地域課題の洗い出しや解決方法の検討を行います。

(エ)ケアマネジャーが地域の状況を知り、有効なインフォーマルサービスをケアプランに組み入れられ、住み慣れた地域での生活が長く行えるように地域と連携できることを支援していきます。

## (5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

### 運営方針

要介護者へ質の高いケアマネジメントを実施するべく、エリア内のさまざまな関係機関とネットワークを構築し、多職種が協働して対応できる地域に根ざした身近でかつ信頼される事業所となるよう努めています。

地域ケアプラザ内の居宅介護支援事業所という特色を生かし、地域包括支援センターとの連携

も密にしながら、きめ細やかに個別対応をしていきます。

また、特定事業所として、お客さまの相談に随時対応できるよう 24 時間連絡の取れる体制をとっていきます。

#### **(ア) 在宅生活の支援**

要介護状態になった方が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、一人ひとりの能力や状態、解決すべき課題（ニーズ）を的確に把握し、心身の状況や環境等に応じた適切なサービス提供に努めていきます。

- ・ 自立支援（身体的自立・精神的自立）
- ・ 認知症支援
- ・ 医療連携
- ・ 自己実現（QOLの向上）
- ・ 家族支援（レスパイトケア）

#### **(イ) コンプライアンスの徹底（公正中立なサービス調整）**

関係法令の遵守を基本とし、区役所や地域の保健・医療・介護サービス事業者、ボランティア団体等から総合的かつ効率的にサービス提供されるよう、公正中立な立場に立ち、ケアプランを作成します。

#### **(ウ) サービスの質及び職員の資質向上**

- ア お客さまやご家族の意向を尊重し、予後予測の視点をもって適正にケアマネジメントができるよう人材育成に努めています。
- イ ケアマネジャーの専門性を高め、質の向上を図るために、法人本部で採用時及び定期研修を年1回以上実施しています。
- ウ 定期的に、法人本部にてケアマネジャー担当国会議を開催し、情報交換や制度理解、ケアプラン作成研修、業務改善等に取り組んでいます。
- エ 「自立支援」「認知症支援」「医療連携」に強いケアマネジャーを育成するために、テーマ別の勉強会を行っています。
- オ 毎週、事業所内で対応困難ケースの共有や事例検討（ケアマネ会議）を行い、ケアマネジャーのスキルアップとサービスの質の向上に努めています。

#### **(エ) 他の居宅介護支援事業所との連携**

地域ケアプラザ内にある居宅介護支援の特定事業所として、エリア内の他事業所とともに勉強会や事例検討会を開催しています。



## (6) 通所介護等通所系サービス事業

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

### 運営方針

#### (ア) 専門性の高い2種類のデイサービス

40人定員の通所介護と12人定員の認知症対応型通所介護の2種類のデイサービスを提供しています。それぞれお客さまの在宅生活に役立つ個別性のある機能訓練に力を入れています。

#### (イ) 「お客さまに信頼され、笑顔でつながるデイサービス」

誰にでもわかりやすい言葉で法人全体のデイサービスの目標を設定し、一丸となって運営にあたっています。

#### (ウ) 在宅生活の支援

住み慣れた地域での在宅生活を長く継続できるよう、自立に向けた支援を行っています。

そのためにも、お客さまの在宅での様子を把握するアセスメントとケアマネジャーや医療関係者との連携を重視し、個別性の高い通所介護計画書を作成しています。

#### (エ) サービスの質及び職員の資質向上

- ① サービスに対する、より広い視点と発想を持てるよう、定期的に全職種のスタッフを対象に研修に取り組んでいます。
- ② 法人独自の研修センターがあり、職員に向けて様々な研修を毎年実施しています。具体的には、職員の経験年数、職位に応じた「階層別研修」、接遇や介護技術などテーマ別の「課題別研修」、職種毎に必要な知識・技術の習得を目指す「職種別研修」、介護福祉士などの資格取得を支援する制度などがあります。
- ③ 採用時及び年間を通して、介護保険法で定められた研修をはじめ、お客さまへのサービス向上につなげられるような研修を実施していきます。
- ④ ドライバーには安全運転点検テスト等を実施し、運転技術の確認を行います。

### サービスメニューについて

お客さま・ご家族様、担当ケアマネジャー様にはデイサービスでのご様子等、報告書を作成しお渡しします。毎月発行している広報紙『ふれあい広場』には、イベントやレクリエーション時の写真を掲載していきます。更に、「認知デイひだまり」では、毎日、報告書を作成し一日のご様子をご家族様にお伝えしていきます。

### <デイサービスのある1日の流れ>

|       |                                                                                                                            |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 8:30  | ご自宅までのお迎え                                                                                                                  |
| 9:30  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 看護師による健康チェック</li> <li>・ 入浴（スタッフによる介護付）</li> <li>・ 趣味活動</li> <li>・ 機能訓練</li> </ul> |
| 12:00 | 手作りの昼食                                                                                                                     |
| 13:00 | レクリエーション（ゲームや歌等）                                                                                                           |
| 15:00 | おやつ                                                                                                                        |
| 15:30 | 集団体操等                                                                                                                      |
| 16:30 | ご自宅への送り                                                                                                                    |

### (ア) 当法人共通の独自サービスメニュー

- ① 脳の活性化を目的に法人独自で考案・作成した機能訓練ボードを、個々のお客さまの状態に合わせて使い方をアレンジするなど、認知症予防だけでなく、職員とお客さま、また、お客さま同士のコミュニケーションツールとしても活用していきます。



（右）機能訓練ボード

- ② 当法人の介護保険サービスをご利用のお客さまには、ちゅーりっぷホルダーを配付し、お客さまの緊急時に活用していただきます。



（左）ちゅーりっぷホルダー

裏面に緊急連絡先として、地域ケアプラザの連絡先を記載しています

- ③ 毎月のお客さま・ご家族への報告は写真付きで報告しており、ご希望される場合は、ご利用時の写真の提供をしています。

### (イ) 個別機能訓練

生活相談員を中心に職員が自宅に伺い、お一人おひとりの生活上の困りごと等モニタリングを行い、お客さまの個性に合わせたメニューで、機能訓練指導員の指導の下、お客さまの心身機能の回復・維持に取り組んでいきます。

### (ウ)季節の行事

夏まつりや運動会、敬老週、クリスマス会等の行事を開催し、季節の変化を感じていただきながら、お客さま同士の交流を広げていただく機会を設けていきます。また、そのようなイベントでは、地域ボランティアや地域ケアプラザ職員・スタッフによる演奏等で笑顔あふれるひと時を提供いたします。



夏まつりの様子



夏まつりの様子



敬老週間

### (エ)選べるレクリエーション

要介護になっても好きなことが続けられるように、地域のボランティア講師の協力により習字、麻雀、手工芸などのレクリエーションを選んでいただき楽しんでいただきます。また、塗り絵、パズル等の脳トレや、ホッケーなどの運動系など、週単位でメニューを変え、楽しみながら心身機能の維持・向上を図り介護予防に繋げていきます。



レクの様子（習字・麻雀・クラフトのサボテン制作）

### (オ)地域との交流

地域にある保育園の園児や小学生、中学生、高校生の訪問をいただき、多世代交流を楽しむ機会を作っていきます。また、地域ボランティアの方々によるドライヤーかけやお話し相手など、人と人とのふれあいの場としての交流も大切にしていきます。

### (カ) メニューの豊富な食事

食事はお客さまの大きな楽しみの一つです。当地域ケアプラザでは栄養バランスだけではなく、お客さまの嗜好や季節等を考慮し、お客さまに楽しんで召し上がっていただけるようなメニューや食材選び、厨房スタッフによる手作りの食事の提供に努めていきます。また、イベントとして、「季節の松花堂弁当」や「ランチバイキング」は好評につき今後も継続していきます。



季節の松花堂弁当

## 6 収支計画及び指定管理料

### (1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特徴を踏まえて記載してください。

地域ケアプラザをご利用くださるお客さまのニーズに合わせた運営を行い、サービスの質の向上を図るための経費を支出します。

#### 収支計画

地域ケアプラザを適切に運営するための収支計画を立て、地域活動交流事業、地域包括支援センター事業、生活支援体制整備事業等、指定管理料を適切に支出します。

#### 利用者サービスのための経費

地域活動交流事業、地域包括支援センター事業、生活支援体制整備事業における、テキスト代や材料費等については実費相当額を頂き、収支報告書において適切に報告しています。

また、通所介護・認知症対応型通所介護事業については、介護保険法における利用料徴収を法令に基づき行っています。

### (2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

#### 利用料金の収支の活用

|                                   |                                                                                                                 |
|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>ア 自主企画事業</b>                   | (ア) 事業の趣旨や内容を考慮した上で、必要に応じてその実費相当額を参加費として徴収<br>(イ) 徴収した参加費は、材料費やテキスト代、講師謝金、保険料等として使用                             |
| <b>イ 通所介護<br/>認知症対応型<br/>通所介護</b> | (ア) 食費や制作物に係る材料費等実費相当額をご負担いただき、その費用の一部に充当<br>(イ) 材料費等をご負担いただくことで、お客さまの希望に沿ったレクリエーション等を提供できるよう、バリエーションに富んだサービス提供 |



|                        |                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                        | を実施                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <b>運営費等を低額に抑える工夫</b>   |                                                                                                                                                                                                                                                     |
| <b>ア 組織的な<br/>取組</b>   | <p>(ア) 法人としてD Xを推進し、事務の効率化・ペーパーレス化・生産性の向上を進め、運営経費等を抑え、法人本部が地域ケアプラザ等の支援を強化できる仕組みづくり</p> <p>(イ) 建物管理・保守、清掃等の委託業者の選定には、電子入札等を実施し、コストを可能な限り抑制</p> <p>(ウ) 法人が受託している他の地域ケアプラザとの合同による車両リースの一括入札や消耗品の共同購入などによる経費節減</p> <p>(エ) 超過勤務の適正管理を徹底することによる人件費の節減</p> |
| <b>イ 事務の<br/>効率化</b>   | <p>(ア) 労務、経理等の事務処理に関しては、事務職員が法人本部と連携を取り、業務を役割分担</p> <p>(イ) D X推進により令和6年度人事・経理システム導入。今後、新たな勤怠管理、給与システム等を導入し業務の効率化</p>                                                                                                                                |
| <b>ウ 環境への<br/>配慮</b>   | <p>(ア) 環境に配慮しごみの減量や資源のリサイクル、リユースを積極的に実施</p> <p>(イ) 人事・経理システムやケアプランデータ連携システムの導入（準備中）によるペーパーレス化の推進、印刷機で必要なデータを選択できる複合を機導入し不要な印刷しないことによる紙ごみの削減など紙資源の節減とごみの削減</p>                                                                                       |
| <b>エ 省エネルギー<br/>対策</b> | <p>(ア) 節水システムの導入及び電気使用量の節減効果が見込まれる力率改善コンデンサーの設置、電力会社を変更する等、より安価な契約をすることによる光熱水費の削減</p> <p>(イ) 電力消費がピークとなる夏季には軽装での執務を心掛け、冬季には服装で調節を行いながら室内温度の調整による経費節減</p> <p>(ウ) 不要な照明の消灯、使用していない事務機器の電源を落として電力の節約</p>                                               |

**指定管理料提案書**  
(横浜市舞岡柏尾地域ケアプラザ)

## 1 指定管理料提案書

## (1) 地域ケアプラザ運営事業

| 項目       |                 | 積算根拠                                                        | 団体本部<br>経費<br>の含有 | 金額          |             |             |             |             |
|----------|-----------------|-------------------------------------------------------------|-------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|          |                 |                                                             |                   | 令和8年度       | 令和9年度       | 令和10年度      | 令和11年度      | 令和12年度      |
| 人件費      | 賃金水準<br>スライド対象  | 【内訳】<br>賃金水準スライド対象人件費<br>・地域ケアプラザ所長<br>・地域活動交流Co<br>・サブCo等  | □                 | 12,062,110円 | 12,226,155円 | 12,392,430円 | 12,560,966円 | 12,731,795円 |
|          | 賃金水準<br>スライド対象外 | 【内訳】<br>賃金水準スライド対象外人件費<br>・地域ケアプラザ所長<br>・地域活動交流Co<br>・サブCo等 | □                 | 229,332円    | 229,332円    | 229,332円    | 229,332円    | 229,332円    |
| 事業費      |                 | 自主事業に係る経費(材料費、講師謝金等)                                        | □                 | 781,519円    | 792,148円    | 802,921円    | 813,841円    | 824,909円    |
| 事務費      |                 | 備品購入費、旅費交通費、研修費、通信運搬費、印刷製本費、事務消耗品費 等                        | ■                 | 4,973,739円  | 5,041,382円  | 5,109,945円  | 5,179,440円  | 5,249,880円  |
| 管理費      |                 | ・管理費<br>・施設維持管理費<br>(各種保守点検費)                               | □                 | 8,710,300円  | 8,828,760円  | 8,948,831円  | 9,070,535円  | 9,193,895円  |
| 小破修繕費    |                 | ・小破修繕費 474,000円                                             | /                 | 474,000円    | 474,000円    | 474,000円    | 474,000円    | 474,000円    |
| 利用料金の活用  |                 | <介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>                                  | /                 | 0円          | -360,777円   | -726,459円   | -1,097,114円 | -1,472,811円 |
| 施設使用料相当額 |                 |                                                             | /                 | -1,776,000円 | -1,776,000円 | -1,776,000円 | -1,776,000円 | -1,776,000円 |
| 合計       |                 |                                                             |                   | 25,455,000円 | 25,455,000円 | 25,455,000円 | 25,455,000円 | 25,455,000円 |
| うち団体本部経費 |                 |                                                             |                   | 3,000,000円  | 3,000,000円  | 3,000,000円  | 3,000,000円  | 3,000,000円  |

※1: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

## (2) 地域包括支援センター運営事業

| 項目          |                 | 積算根拠                                                  | 団体本部<br>経費<br>の含有        | 金額          |             |             |             |             |
|-------------|-----------------|-------------------------------------------------------|--------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|             |                 |                                                       |                          | 令和8年度       | 令和9年度       | 令和10年度      | 令和11年度      | 令和12年度      |
| 人<br>件<br>費 | 賃金水準<br>スライド対象  | 【内訳】<br>賃金水準スライド対象内件費<br>・地域ケアプラザ所長<br>・地域包括支援センター職員等 | <input type="checkbox"/> | 30,300,576円 | 30,712,664円 | 31,130,356円 | 31,553,728円 | 31,982,859円 |
|             | 賃金水準<br>スライド対象外 | 【内訳】<br>賃金水準スライド対象外件費<br>・地域ケアプラザ所長<br>・地域包括支援センター職員等 | <input type="checkbox"/> | 479,468円    | 479,468円    | 479,468円    | 479,468円    | 479,468円    |
| 事業費         |                 | 自主事業に係る経費(材料費、講師謝金等)                                  | <input type="checkbox"/> | 152,189円    | 154,259円    | 156,357円    | 158,483円    | 160,639円    |
| 事務費         |                 | 備品購入費、旅費交通費、研修費、通信運搬費、印刷製本費、事務消耗品費 等                  | ■                        | 2,987,389円  | 3,028,017円  | 3,069,199円  | 3,110,940円  | 3,153,248円  |
| 管理費         |                 | ・管理費<br>・施設維持管理費<br>(各種保守点検費)                         | <input type="checkbox"/> | 2,315,397円  | 2,346,886円  | 2,378,804円  | 2,411,156円  | 2,443,948円  |
| 小破修繕費       |                 | ・小破修繕費 126,000円                                       |                          | 126,000円    | 126,000円    | 126,000円    | 126,000円    | 126,000円    |
| 協力医         |                 | ・協力医 630,000円                                         |                          | 630,000円    | 630,000円    | 630,000円    | 630,000円    | 630,000円    |
| 利用料金の活用     |                 | <介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>                            |                          | -3,751,019円 | -4,237,294円 | -4,730,184円 | -5,229,775円 | -5,736,162円 |
| 合計          |                 |                                                       |                          | 33,240,000円 | 33,240,000円 | 33,240,000円 | 33,240,000円 | 33,240,000円 |
| うち団体本部経費    |                 |                                                       |                          | 1,500,000円  | 1,500,000円  | 1,500,000円  | 1,500,000円  | 1,500,000円  |

※2: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)  
+ (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

## (3) 生活支援体制整備事業

| 項目          |                 | 積算根拠                                 | 団体本部<br>経費<br>の含有                   | 金額          |             |             |             |             |
|-------------|-----------------|--------------------------------------|-------------------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|             |                 |                                      |                                     | 令和8年度       | 令和9年度       | 令和10年度      | 令和11年度      | 令和12年度      |
| 人<br>件<br>費 | 賃金水準<br>スライド対象  | 【内訳】<br>賃金水準スライド対象人件費<br>・生活支援Co     | <input type="checkbox"/>            |             |             |             |             |             |
|             | 賃金水準<br>スライド対象外 | 【内訳】<br>賃金水準スライド対象外人件費<br>・生活支援Co    | <input type="checkbox"/>            |             |             |             |             |             |
| 事業費         |                 | 自主事業に係る経費(材料費、講師謝金等)                 | <input type="checkbox"/>            | 107,462円    | 108,923円    | 110,405円    | 111,906円    | 113,428円    |
| 事務費         |                 | 備品購入費、旅費交通費、研修費、通信運搬費、印刷製本費、事務消耗品費 等 | <input checked="" type="checkbox"/> | 1,015,695円  | 1,029,508円  | 1,043,510円  | 1,057,701円  | 1,072,086円  |
| 利用料金の活用     |                 | <介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>           |                                     | -1,650,577円 | -1,755,697円 | -1,862,250円 | -1,970,249円 | -2,079,718円 |
| 合計          |                 |                                      |                                     | 6,185,000円  | 6,185,000円  | 6,185,000円  | 6,185,000円  | 6,185,000円  |
| うち団体本部経費    |                 |                                      |                                     | 500,000円    | 500,000円    | 500,000円    | 500,000円    | 500,000円    |

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

## (4) 一般介護予防事業

| 項目       |  | 積算根拠           | 団体本部<br>経費<br>の含有        | 金額       |          |          |          |          |
|----------|--|----------------|--------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
|          |  |                |                          | 令和8年度    | 令和9年度    | 令和10年度   | 令和11年度   | 令和12年度   |
| 事業費      |  | 一般介護予防事業にかかる経費 | <input type="checkbox"/> | 154,000円 | 154,000円 | 154,000円 | 154,000円 | 154,000円 |
| 合計       |  |                |                          | 154,000円 | 154,000円 | 154,000円 | 154,000円 | 154,000円 |
| うち団体本部経費 |  |                |                          | 0円       | 0円       | 0円       | 0円       | 0円       |



**収支予算書**  
**(横浜市舞岡柏尾地域ケアプラザ)**

| 項目 |                  |                              | 令和8年度        | 令和9年度        | 令和10年度       | 令和11年度       | 令和12年度       |
|----|------------------|------------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 収入 | 横浜市<br>支払<br>想定額 | 地域ケアプラザ<br>運営事業              | 25,455,000円  | 25,455,000円  | 25,455,000円  | 25,455,000円  | 25,455,000円  |
|    |                  | 地域包括支援<br>センター運営事業           | 33,240,000円  | 33,240,000円  | 33,240,000円  | 33,240,000円  | 33,240,000円  |
|    |                  | 生活支援<br>体制整備事業               | 6,185,000円   | 6,185,000円   | 6,185,000円   | 6,185,000円   | 6,185,000円   |
|    |                  | 一般介護予防<br>事業                 | 154,000円     | 154,000円     | 154,000円     | 154,000円     | 154,000円     |
|    |                  |                              | 65,034,000円  | 65,034,000円  | 65,034,000円  | 65,034,000円  | 65,034,000円  |
|    | 介護保険<br>事業収入     | 介護予防支援事業<br>・第1号介護予防支援<br>事業 | 11,964,557円  | 12,127,275円  | 12,292,206円  | 12,459,380円  | 12,628,827円  |
|    |                  | 居宅介護支援事業                     | 41,446,419円  | 42,010,090円  | 42,581,428円  | 43,160,535円  | 43,747,518円  |
|    |                  | 通所系<br>サービス事業                | 138,449,402円 | 140,332,314円 | 142,240,833円 | 144,175,309円 | 146,136,093円 |
|    |                  | 191,860,378円                 | 194,469,679円 | 197,114,467円 | 199,795,224円 | 202,512,438円 |              |
|    | その他収入            |                              | 0円           | 0円           | 0円           | 0円           | 0円           |
|    |                  | 256,894,378円                 | 259,503,679円 | 262,148,467円 | 264,829,224円 | 267,546,438円 |              |
| 支出 | 内訳               | 人件費                          | 188,931,432円 | 191,500,899円 | 194,105,312円 | 196,745,144円 | 199,420,878円 |
|    |                  | 事業費                          | 11,186,090円  | 11,338,221円  | 11,492,421円  | 11,648,718円  | 11,807,140円  |
|    |                  | 事務費                          | 34,035,421円  | 34,498,303円  | 34,967,480円  | 35,443,037円  | 35,925,063円  |
|    |                  | 管理費                          | 17,820,800円  | 18,063,163円  | 18,308,822円  | 18,557,822円  | 18,810,208円  |
|    |                  | その他                          | 0円           | 0円           | 0円           | 0円           | 0円           |
|    |                  |                              | 251,973,743円 | 255,400,586円 | 258,874,035円 | 262,394,721円 | 265,963,289円 |
|    |                  | うち団体本部経費                     | 10,000,000円  | 10,000,000円  | 10,000,000円  | 10,000,000円  | 10,000,000円  |
| 収支 |                  |                              | 4,920,635円   | 4,103,093円   | 3,274,432円   | 2,434,503円   | 1,583,149円   |

### 賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書 (横浜市舞岡柏尾地域ケアプラザ)

## 1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

## (1) 地域ケアプラザ所長

|                 |        | 令和8年度   | 令和9年度   | 令和10年度  | 令和11年度  | 令和12年度  |
|-----------------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 正規<br>雇用<br>職員等 | 基礎単価   |         |         |         |         |         |
|                 | 配置予定人数 | 0.1250人 | 0.1250人 | 0.1250人 | 0.1250人 | 0.1250人 |

## (2) 地域ケアプラザ所長以外

|                 |        | 令和8年度   | 令和9年度   | 令和10年度  | 令和11年度  | 令和12年度  |
|-----------------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 正規<br>雇用<br>職員等 | 基礎単価   |         |         |         |         |         |
|                 | 配置予定人数 | 1.0000人 | 1.0000人 | 1.0000人 | 1.0000人 | 1.0000人 |
| 臨時<br>雇用<br>職員等 | ①      | 基礎単価    |         |         |         |         |
|                 |        | 配置予定人数  | 5.0000人 | 5.0000人 | 5.0000人 | 5.0000人 |
|                 | ②      | 基礎単価    | 0円      | 0円      | 0円      | 0円      |
|                 |        | 配置予定人数  | 0.0000人 | 0.0000人 | 0.0000人 | 0.0000人 |
|                 | ③      | 基礎単価    | 0円      | 0円      | 0円      | 0円      |
|                 |        | 配置予定人数  | 0.0000人 | 0.0000人 | 0.0000人 | 0.0000人 |

## 2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

## (1) 地域ケアプラザ所長

|                 |        | 令和8年度   | 令和9年度   | 令和10年度  | 令和11年度  | 令和12年度  |
|-----------------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 正規<br>雇用<br>職員等 | 基礎単価   |         |         |         |         |         |
|                 | 配置予定人数 | 0.3750人 | 0.3750人 | 0.3750人 | 0.3750人 | 0.3750人 |

## (2) 地域ケアプラザ所長以外

|                 |        | 令和8年度   | 令和9年度   | 令和10年度  | 令和11年度  | 令和12年度  |
|-----------------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 正規<br>雇用<br>職員等 | 基礎単価   |         |         |         |         |         |
|                 | 配置予定人数 | 4.0000人 | 4.0000人 | 4.0000人 | 4.0000人 | 4.0000人 |
| 臨時<br>雇用<br>職員等 | ①      | 基礎単価    | 0円      | 0円      | 0円      | 0円      |
|                 |        | 配置予定人数  | 0.0000人 | 0.0000人 | 0.0000人 | 0.0000人 |
|                 | ②      | 基礎単価    | 0円      | 0円      | 0円      | 0円      |
|                 |        | 配置予定人数  | 0.0000人 | 0.0000人 | 0.0000人 | 0.0000人 |
|                 | ③      | 基礎単価    | 0円      | 0円      | 0円      | 0円      |
|                 |        | 配置予定人数  | 0.0000人 | 0.0000人 | 0.0000人 | 0.0000人 |

## 3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

|                 |        | 令和8年度   | 令和9年度   | 令和10年度  | 令和11年度  | 令和12年度  |
|-----------------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 正規<br>雇用<br>職員等 | 基礎単価   |         |         |         |         |         |
|                 | 配置予定人数 | 1.0000人 | 1.0000人 | 1.0000人 | 1.0000人 | 1.0000人 |

## 4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

## 団体の概要

(令和 6 年 12 月 27 日現在)

|                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                   |                   |                   |
|----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| (ふりがな)<br>団体名                                | ( しゅかいふくしほうじんよこはましふくしサービスきょうかい )<br>社会福祉法人横浜市福祉サービス協会                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                   |                   |                   |
| 共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                   |                   |                   |
| (ふりがな)<br>名称                                 | ( )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                   |                   |                   |
| 所在地                                          | 〒220-0021 横浜市西区桜木町六丁目 31 番地                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                   |                   |                   |
| 設立年月日                                        | 平成 9 年 1 月 14 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                   |                   |                   |
| 沿革                                           | 前身である財団法人横浜市ホームヘルプ協会（横浜市外郭団体）は、昭和 59 年 12 月に設立され、横浜市の在宅福祉サービスを担い、先駆的に取り組んできました。平成 9 年 1 月に発展的に改組し、社会福祉法人横浜市福祉サービス協会を設立、横浜市の外郭団体から自立をしました。以降、老人ホームや地域ケアプラザの施設運営をはじめ、定期巡回や訪問看護ステーション、小規模多機能型居宅介護等にも取り組み、総合的な福祉サービスを目指した先進的な事業展開を続けています。令和 6 年 12 月には法人設立から 40 周年を迎えました。                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                   |                   |                   |
| 事業内容等                                        | <p>当協会は訪問介護事業のほか、地域ケアプラザ（21 館）や特別養護老人ホーム（5 施設）の運営、高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業や訪問看護事業、小規模多機能型居宅介護事業、福祉用具貸与・販売事業等、ここ横浜の地でお客である市民の皆様一人ひとりの状況に真摯に向き合い、お客様の満足を第一に高品質なサービス提供を追求した事業を実施しております。実施している事業は以下の通りです。</p> <p>①訪問介護 ②訪問看護 ③通所介護 ④短期入所生活介護 ⑤福祉用具貸与 ⑥特定福祉用具販売 ⑦認知症対応型通所介護 ⑧小規模多機能型居宅介護 ⑨定期巡回随時対応型訪問介護看護 ⑩夜間対応型訪問介護 ⑪地域密着型通所介護 ⑫居宅介護支援 ⑬介護予防訪問看護 ⑭介護予防短期入所生活介護 ⑮介護予防福祉用具貸与 ⑯特定介護予防福祉用具販売 ⑰介護予防小規模多機能型居宅介護 ⑱第 1 号訪問事業 ⑲第 1 号通所事業 ⑳介護予防支援 ㉑介護老人福祉施設（老人ホーム） ㉒居宅介護 ㉓重度訪問介護 ㉔移動支援 ㉕計画相談支援 ㉖在宅生活支援ホームヘルプ事業 ㉗地域ケアプラザの受託運営 ㉘養護老人ホームの受託運営 ㉙高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業 ㉚福祉用具・用品販売</p> |                   |                   |                   |
| 財務状況<br>※直近 3 か年の事業年度分                       | 年度                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 令和 3 年度           | 令和 4 年度           | 令和 5 年度           |
|                                              | 総収入                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 13, 235, 866, 425 | 13, 532, 507, 859 | 13, 712, 032, 341 |
|                                              | 総支出                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 13, 056, 105, 675 | 13, 306, 223, 095 | 13, 433, 525, 138 |
|                                              | 当期収支差額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 179, 760, 750     | 226, 284, 764     | 278, 507, 203     |
|                                              | 次期繰越収支差額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 3, 308, 281, 592  | 3, 759, 649, 724  | 3, 707, 066, 633  |

|       |                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 連絡担当者 | 【所 属】 地域ケア推進課<br>【氏 名】 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span><br>【電 話】 045-227-1737<br>【F A X】 045-227-1701<br>【E-mail】 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX@XXXXXX.XXXXXX.XXXXXX</span> |
| 特記事項  |                                                                                                                                                                                                                                                     |